

※本文中の「●」の表記は今後、データを追記します。

第3期秋田県がん対策推進計画 (素案)

平成29年11月

秋 田 県

目 次

第1章 秋田県がん対策推進計画について

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2

第2章 基本方針

1 がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施	3
2 総合的かつ計画的ながん対策の実施	3
3 県民の参加と関係者の連携・協力によるがん対策の実施	3

第3章 がんをめぐる本県の現状

1 がんの罹患状況	4
2 がんの死亡状況	5
3 がん予防（生活習慣）の状況	12
4 がん検診の状況	17
5 がん医療の状況	19
6 緩和ケアの状況	24
7 がん登録の状況	25
8 がん患者に対する支援の状況	26

第4章 全体目標

1 がんによる死亡者の減少	28
2 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	29
3 患者本位のがん医療の実現	29
4 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	29

第5章 分野別の施策と個別目標

I がん予防

1 がんの1次予防	31
(1) 生活習慣について	31
(2) 感染症対策について	34
2 がんの早期発見、がん検診（2次予防）	37
(1) 受診率向上対策について	37
(2) がん検診の精度管理等について	38

II	がん医療の充実	
1	がん医療体制及び各種治療の充実	43
(1)	がん医療提供体制について	43
(2)	各治療法について	44
2	チーム医療の推進	47
3	がんのリハビリテーションの推進	51
4	希少がん（我が国に多い5部位のがん以外のがん）	52
5	小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策	53
6	がん登録とモニタリング体制の充実	56
III	がんとの共生	58
1	がんと診断されたときからの緩和ケア	58
(1)	緩和ケアの提供について	58
(2)	緩和ケア研修会について	60
(3)	普及啓発について	61
2	相談支援・情報提供	64
(1)	相談支援について	64
(2)	情報提供について	65
3	地域との連携に基づくがん対策・がん患者支援	67
(1)	拠点病院等と地域との連携について	67
(2)	在宅緩和ケアについて	68
4	がん患者等の就労を含めた社会的な問題	69
(1)	就労支援について	69
(2)	職場や地域における就労支援について	71
(3)	就労以外の社会的な問題について	72
5	ライフステージに応じたがん対策	74
(1)	小児・AYA世代について	74
(2)	高齢者について	75
IV	基盤の整備	76
1	がん研究	76
2	人材育成	78
3	がん教育、がんに関する知識の普及啓発	80
第6章 がん対策の推進体制		
1	計画の推進体制	83
2	がん患者を含めた県民等の役割	83
3	達成状況の検証と計画の見直し	85

第1章 秋田県がん対策推進計画について

1 策定の趣旨

がんは、本県において昭和57年にはじめて死因の第1位となり、その後、昭和59年からは連続して第1位となっています。また、がんの死亡率は、平成9年に全国第1位となり、それ以降平成28年まで20年連続でワーストの状況が続いています。平成28年には、がんで4,242人が亡くなっており、県民の生命、健康にとって大きな課題です。

このような中、平成19年4月に施行された「がん対策基本法（以下「法」といいます。）及び国の「がん対策推進基本計画」の基本理念を踏まえて、県では、平成20年4月に「秋田県がん対策推進計画」を策定し、がん検診受診の促進、がん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院（以下「拠点病院等」といいます。）の整備によるがん医療連携体制の強化、がん相談支援の充実等を図ってきました。

平成25年3月には、緩和ケアの提供体制のさらなる強化、若い世代に対するがん教育などの新たな課題等を踏まえた「第2期秋田県がん対策推進計画」（以下「前計画」といいます。）を策定し、がんの予防から検診、医療に至る総合的ながん対策を推進してきました。

しかし、依然としてがんによる死亡率は高く、特に消化器系のがんは罹患率、死亡率ともに高い状況が続いているほか、肺がんや乳がんの罹患率、死亡率も増加傾向にあります。また、希少がん、難治性がん、小児がん、AYA（Adolescent and Young Adult）世代（思春期世代と若年青年世代）（以下「AYA世代」といいます。）のがんや高齢者のがんへの対応、就労を含めた社会的な問題への対応など、新たに取り組むべき課題も出てきています。こうしたことから、これらの課題へ対応し、がん対策の一層の推進に資するため、このたび前計画の見直しを行い、「第3期秋田県がん対策推進計画」（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、本県のがん対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針であるとともに、法第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画です。

また、本計画は、「秋田県がん対策推進条例」の内容を踏まえるとともに、「秋田県医療保健福祉計画」や「第2期健康秋田21計画」などとの整合を図りながら推進していくものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

第2章 基本方針

1 がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施

法の基本理念を踏まえて、県、市町村、医療従事者、検診機関、その他関係団体及び関係者等は、がん患者を含めた県民ががん対策の中心であるとの認識の下、県民の視点に立ってがん対策を実施していく必要があります。

2 総合的かつ計画的ながん対策の実施

がんが県民の生命及び健康にとって大きな課題となっている現状を踏まえて、多岐にわたる分野の取組を総合的かつ計画的に実施していきます。

3 県民の参加と関係者の連携・協力によるがん対策の実施

県、市町村及び関係者等の連携と協力の下に、患者を含むより多くの県民の参加によりがん克服に向けた目標を共有し、それぞれの役割に応じた主体的かつ積極的な活動を推進します。

第3章 がんをめぐる本県の現状

1 がんの罹患状況

秋田県地域がん登録（概数）によると、平成27年に本県の医療機関でがんと診断された人は10,736人となっており、罹患者が最も多いのは大腸がんで、以下、胃がん、肺がん、乳がん、前立腺がんの順となっています。

男女別に見ると、男性では大腸がん、胃がん、肺がん、前立腺がんの順に、女性では大腸がん、乳がん、胃がん、子宮がんの順に多くなっています。

平成22年に比べて、平成27年は男性では大腸がん、肺がん、前立腺がんなどが、女性では大腸がん、肺がん、乳がん、膵がんなどが増加しています。

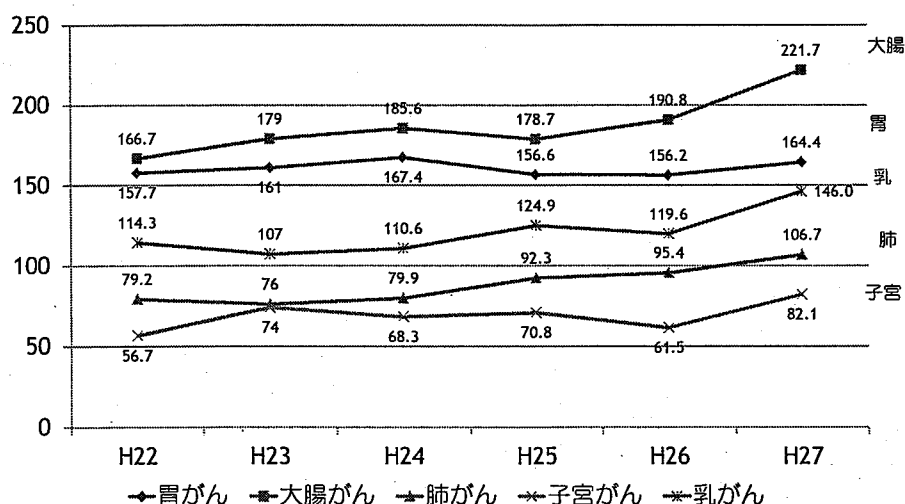
＜がん罹患の状況＞

（単位：人）

順位	男 性	順位	女 性	順位	男女合計
1	大腸 1,344	1	大腸 924	1	大腸 2,268
2	胃 1,149	2	乳房 788	2	胃 1,682
3	肺 746	3	胃 533	3	肺 1,092
4	前立腺 724	4	子宮 446	4	乳房 798
5	食道 268	5	肺 346	5	前立腺 724
5	膀胱 268	6	皮膚 200	6	子宮 446
7	膵 177	7	膵 186	7	皮膚 376
全部位計 6,103		全部位計 4,633		全部位計 10,736	

出典：秋田県地域がん登録（平成27年（概数））

年度別・部位別がん罹患率
（人口10万人対）



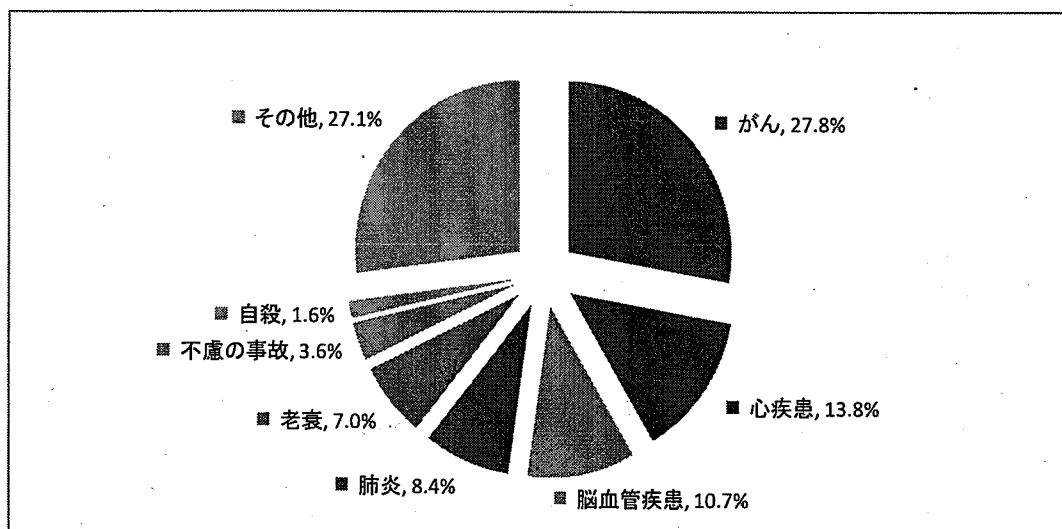
出典：秋田県地域がん登録（概数）

2 がんの死亡状況

(1) 死亡率

がんは、昭和59年から連続して本県における死因の第1位となっています。平成28年にはがんが原因で4,242人が死亡しており、死亡者全体の27.8%を占めています。

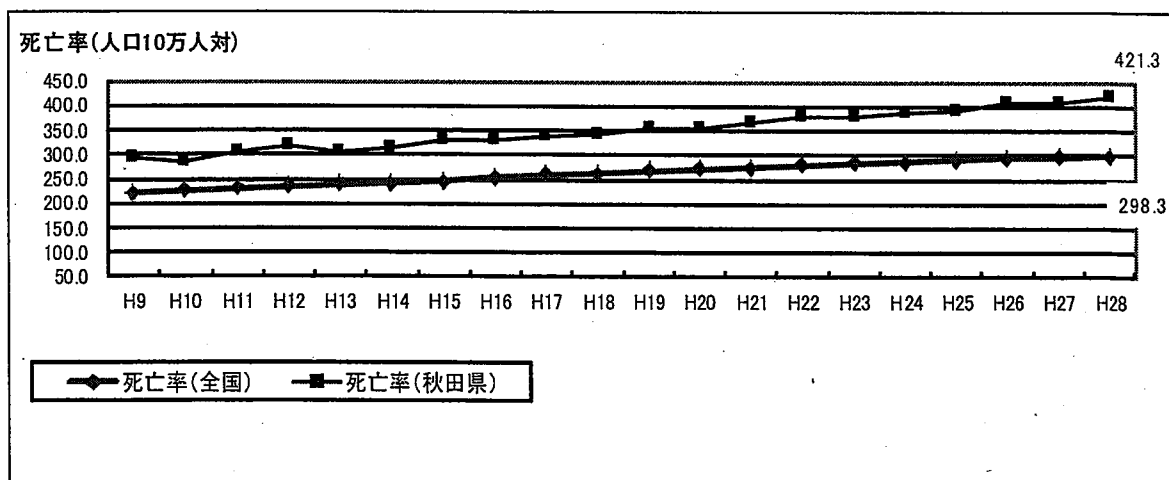
＜秋田県の総死亡に占める主な死因割合＞



出典：人口動態統計（平成28年）

人口10万人当たりの死亡者数（以下「死亡率」といいます。）は、年々増加しており、また、全国平均を上回って推移しています。

＜秋田県と全国のがん死亡率の推移＞



出典：人口動態統計

部位別にみると、胃がん、肺がん、大腸がんなどの死亡者が上位を占めており、年齢階層でみると高齢になるほど死亡者は増加し、70歳以上が75%を占めています。

＜平成28年年齢・部位別の死亡者数＞

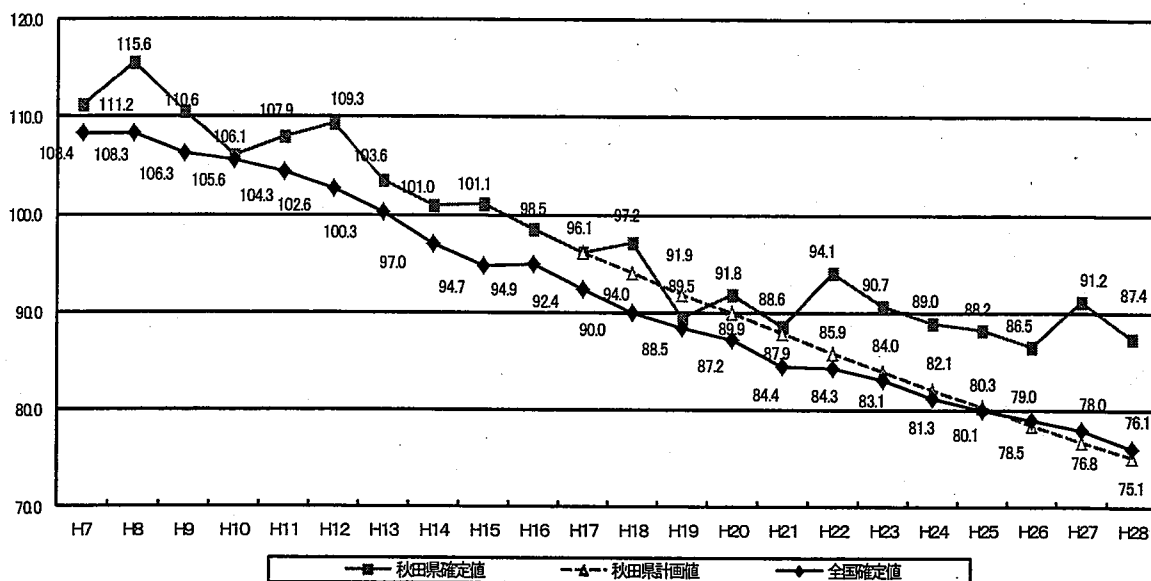
年齢 区分	0～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80～ 歳	合計 (人)	割合 (%)
胃	—	2	10	23	91	143	361	630	14.8
直腸	—	1	7	16	37	36	74	171	4.0
肝	—	1	5	9	52	87	101	255	6.0
胆のう	—	—	1	2	26	57	180	266	6.3
膵	—	—	3	28	86	113	150	380	8.9
気管及び肺	—	3	9	33	134	215	373	767	18.1
子宮	—	2	7	7	16	13	19	64	1.5
食道	—	—	5	10	35	45	73	168	4.0
乳房	1	3	7	21	28	20	43	123	2.9
前立腺	—	—	—	1	4	30	91	126	3.0
白血病	1	3	1	5	18	19	35	82	1.9
結腸	—	3	5	21	54	99	236	418	9.9
その他	3	6	13	51	130	194	396	793	18.7
合計	5	24	73	227	711	1,071	2,131	4,242	100
割合%	0.1	0.6	1.7	5.4	16.8	25.2	50.2	100	/
大腸(再掲)	—	4	12	37	91	135	310	589	13.9

出典：人口動態統計（平成28年）

（2）75歳未満年齢調整死亡率

県の75歳未満年齢調整死亡率（人口10万人対）は全国値より高い値で推移しており、平成29年は87.4と、全国の都道府県の中で2番目に高い値となっています。減少の程度は年約1.4%で、全国の年1.7%に比べて小さく、このままの傾向で減少した場合、現在のがん対策によるがん死亡率の減少は、今後12年間で15%程度と推測されます。

75歳未満年齢調整死亡率



平成28年の部位別の75歳未満年齢調整死亡率を見ると、胃がん及び食道がんが全国第2位、大腸がんが全国第3位、膵がんが全国第1位であり、特に消化器系のがんによる死亡率が全国的に見ても高くなっています。

<部位別の75歳未満年齢調整死亡率と全国順位>

区分	22年	順位	23年	順位	24年	順位	25年	順位	26年	順位	27年	順位	28年	順位
全部位	94.1	3	90.7	7	89.0	3	88.2	4	86.5	4	91.2	2	87.4	2
胃	16.2	1	15.1	1	14.5	1	15.9	1	12.0	3	12.9	2	10.7	2
食道	4.8	2	5.4	1	3.8	8	3.3	18	4.4	2	4.0	1	4.1	2
直腸	5.8	1	5.5	3	4.0	29	3.4	37	4.2	21	4.5	7	4.9	6
結腸	6.3	20	7.8	4	7.3	7	7.0	4	7.1	6	7.4	5	7.2	5
胆のう	3.3	10	3.3	9	3.6	3	4.1	1	3.3	2	3.4	3	2.3	19
膵	6.7	28	7.3	10	8.6	3	7.9	2	7.2	15	7.1	14	9.0	1
乳房	11.8	10	10.6	20	11.5	4	10.5	21	10.9	13	12.1	4	10.3	29
子宮	3.7	39	4.7	23	4.5	25	4.7	17	5.3	15	6.3	3	5.6	8
白血病	2.2	34	2.4	23	2.3	22	3.7	6	2.3	21	3.0	7	2.4	24
気管・肺	14.9	20	13.0	41	14.5	20	13.7	31	15.1	9	14.1	28	14.7	8
肝	6.4	40	4.8	45	4.3	47	4.4	46	4.3	44	4.8	36	5.8	17
大腸(再掲)	12.1	3	13.3	3	11.3	7	10.5	20	11.3	6	11.9	4	12.1	3

出典：国立がん研究センターがん対策情報センターHP

※ 「大腸」は、「直腸」と「結腸」の合計

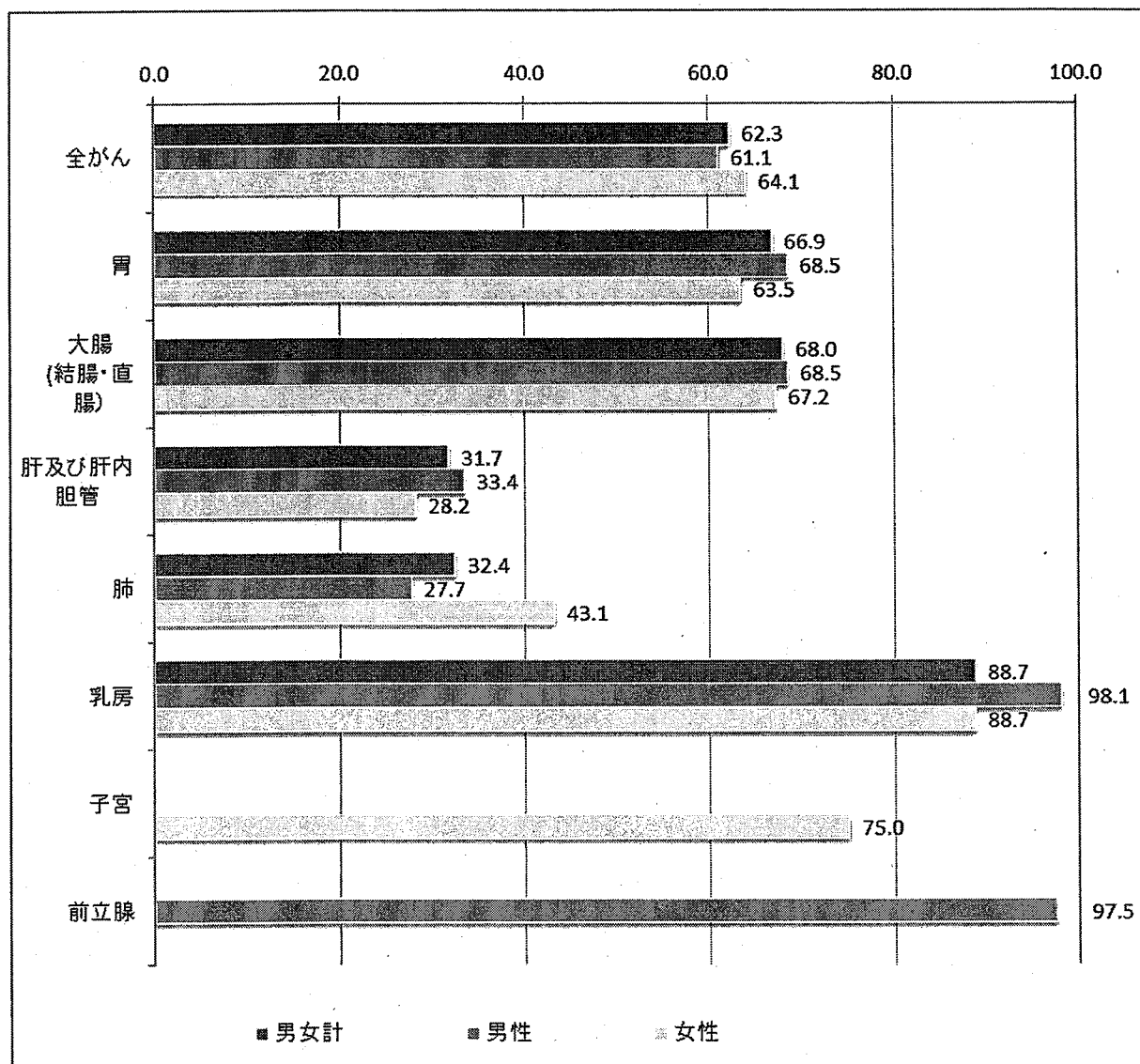
(3) 5年相対生存率

本県の「地域がん登録」により、平成18年(2006年)から平成20年(2008年)までに登録された患者の5年相対生存率は、62.3%で、国立がん研究センターが公表した全国推計(全国がんモニタリング集計2006-2008年 生存率報告)の62.1%と同水準でした。

全てのがんでは女性の5年相対生存率が男性より約3ポイント高く、主ながんの部位では、男性の5年相対生存率は前立腺が比較的高く、肝及び肝内胆管、肺が低い結果となりました。女性では乳房、子宮が比較的高く、肝及び肝内胆管、肺が低い結果でした。

(1) 部位別5年相対生存率(2006～2008年診断症例)

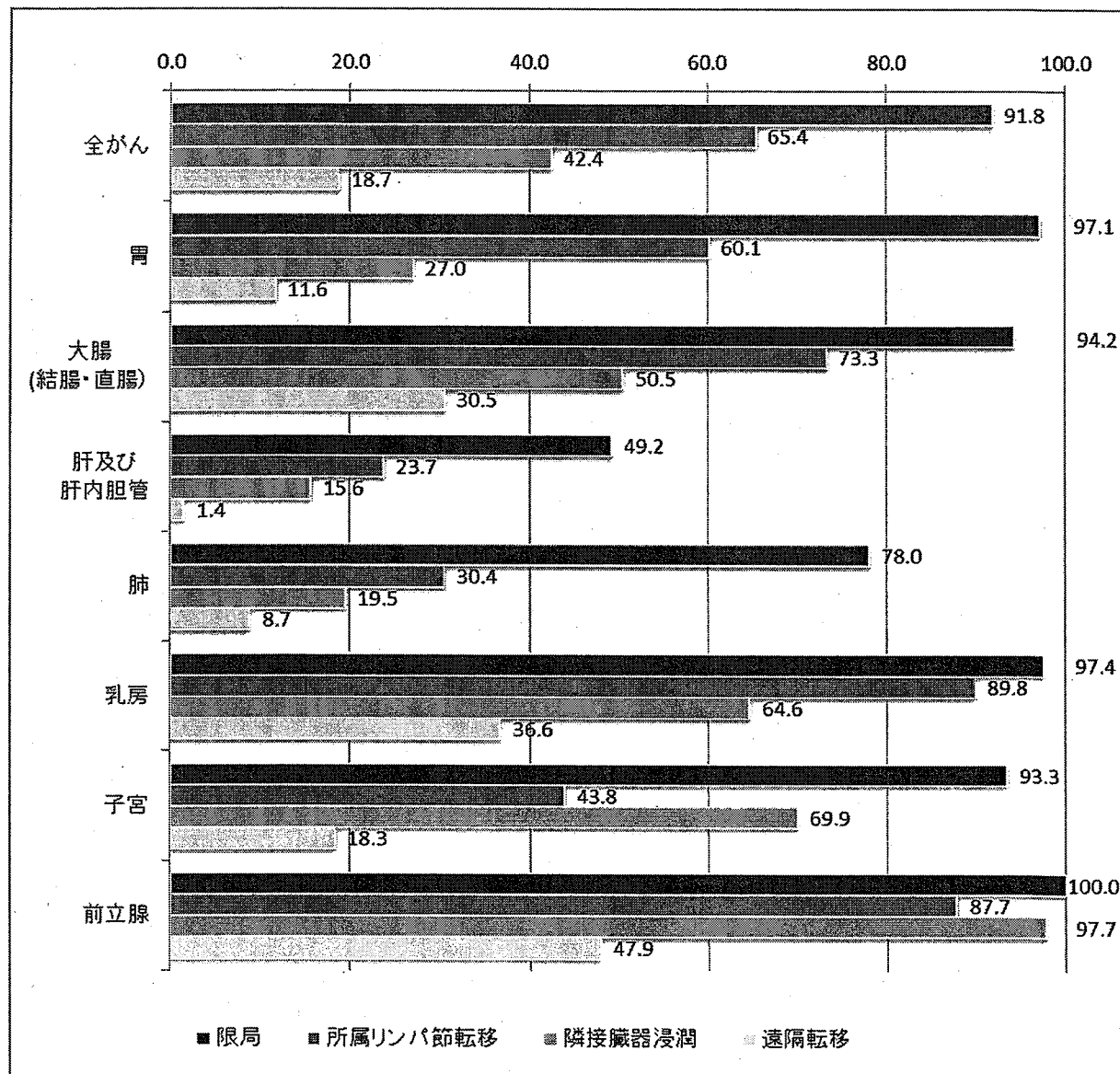
(%)



出典：秋田県地域がん登録「2006-2008年」がん5年相対生存率

(2) 臨床進行度別 5 年相対生存率 (2006~2008 年診断症例)

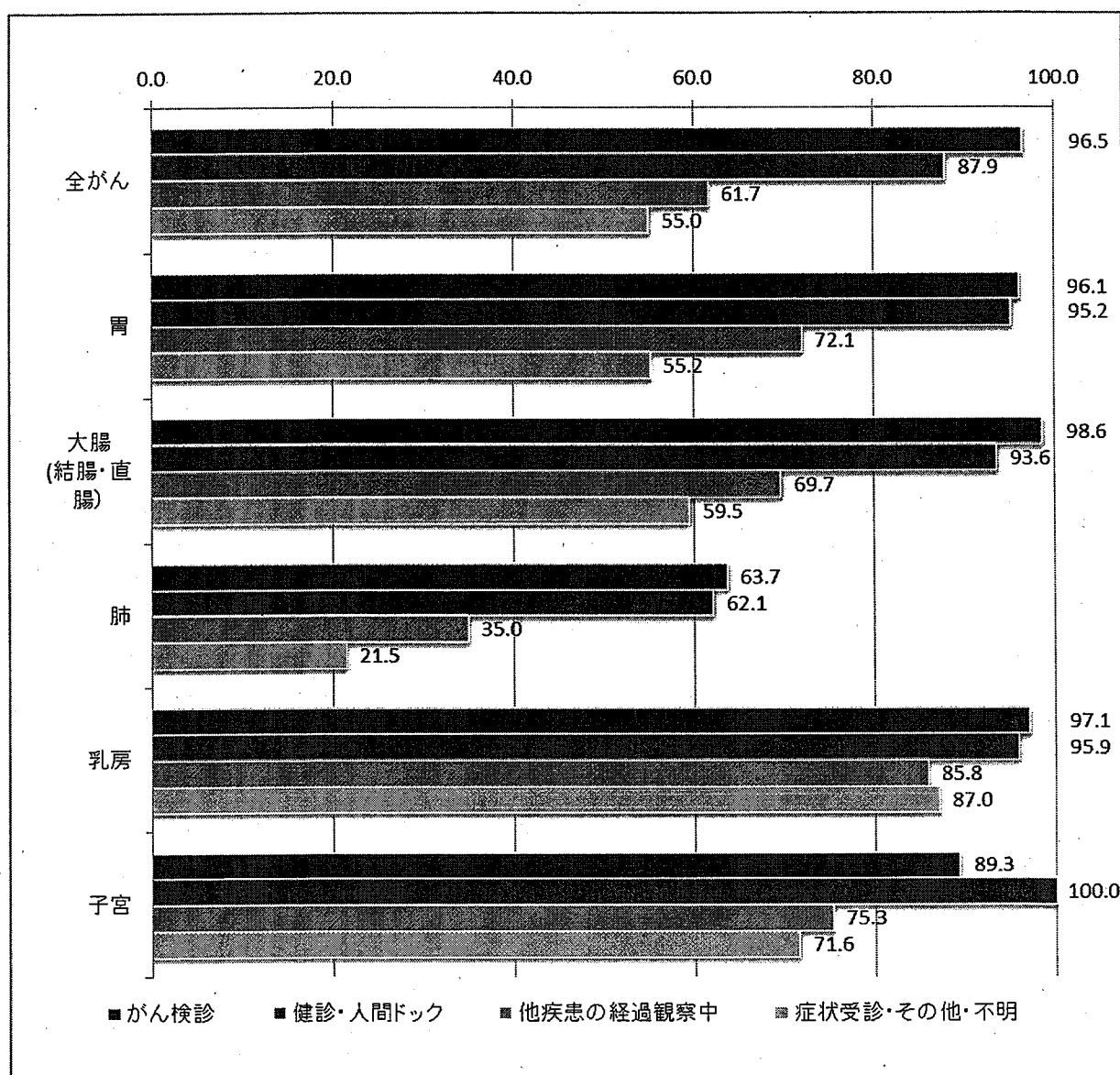
(%)



出典：秋田県地域がん登録「2006-2008年」がん 5 年相対生存率

(3) 発見経緯別 5 年相対生存率 (2006~2008年診断症例)

(%)



出典：秋田県地域がん登録「2006-2008年」がん 5 年相対生存率

本県のがん拠点病院等の「院内がん登録」により、平成19年(2007年)から平成20年(2008年)までに登録された患者の病院別・部位別の5年相対生存率は、胃がんで44~68%、大腸がんで56~74%、肝臓がんで70~95%、肺がんで17~35%、乳がんで70~95%と病院間でばらつきが見られました。

＜院内がん登録に基づいた2007～2008年症例施設別5年相対生存率＞（％）

	A病院	B病院	C病院	D病院	E病院
胃	65	68	44	61	55
大腸	65	74	56	65	59
肝臓	70	86	86	95	93
肺	31	35	31	17	21
乳	70	86	86	95	93

出典：秋田県受託研究「がん治療に関する調査研究」（第3期平成24年11月～平成28年3月）

報告書

3 がん予防（生活習慣）の状況

(1) 喫煙

肺がんだけでなく多くのがんの発症に関与している喫煙については、平成28年の国民生活基礎調査によると、本県の喫煙率は20.3%で、全国平均19.8%よりも高くなっています。

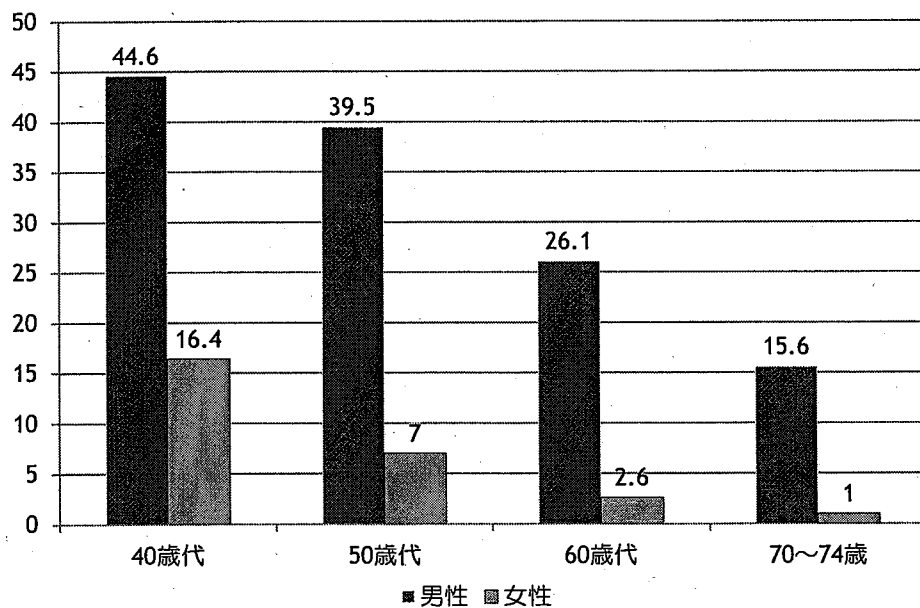
また、男性の喫煙率は33.9%と全国で7番目に高く、女性の喫煙率は減少傾向にあるものの、減少率は男性より鈍化しています。

<喫煙率>

	男性		女性		総数	
	率(%)	全国順位	率(%)	全国順位	率(%)	全国順位
平成25年 (全国%)	38.2	5位	10.6	14位	23.5	6位
	(33.7)		(10.7)		(21.6)	
平成28年 (全国%)	33.9	7位	8.5	19位	20.3	14位
	(31.1)		(9.5)		(19.8)	

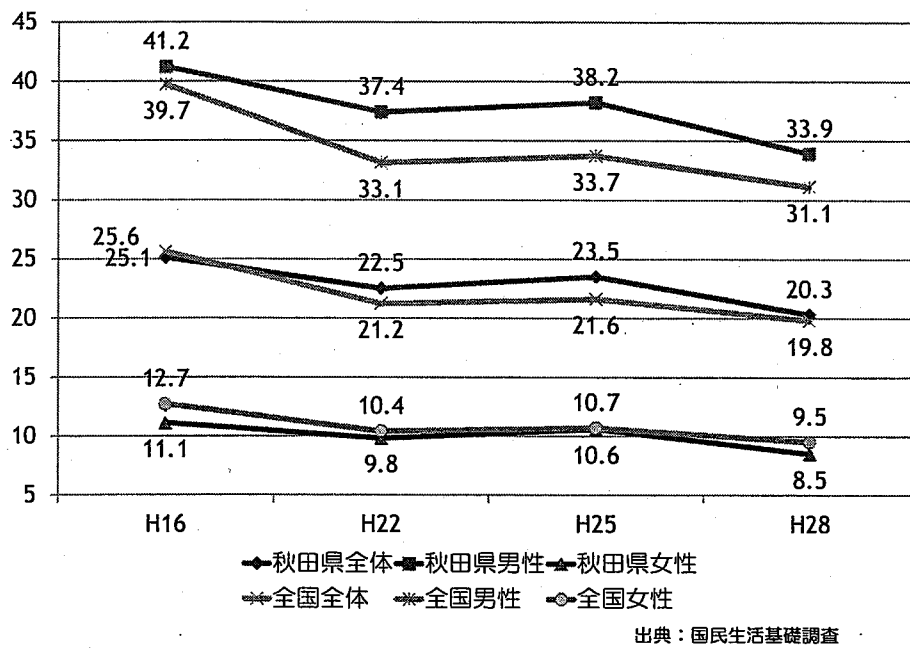
出典：国民生活基礎調査（平成28年）

年代別・性別 喫煙率（%）

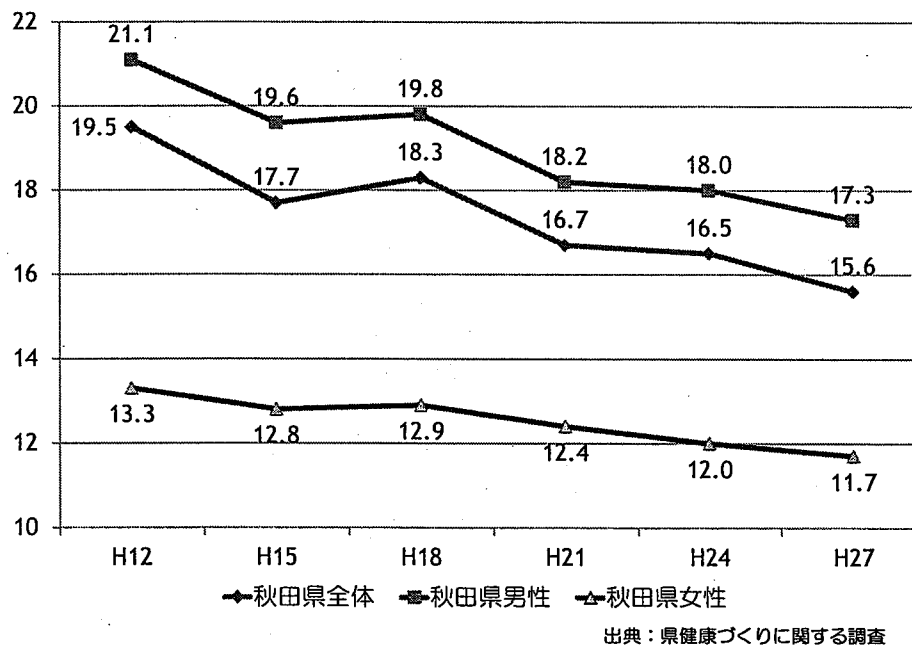


出典：H25年度市町村国保・協会けんぽ秋田支部 特定健診結果

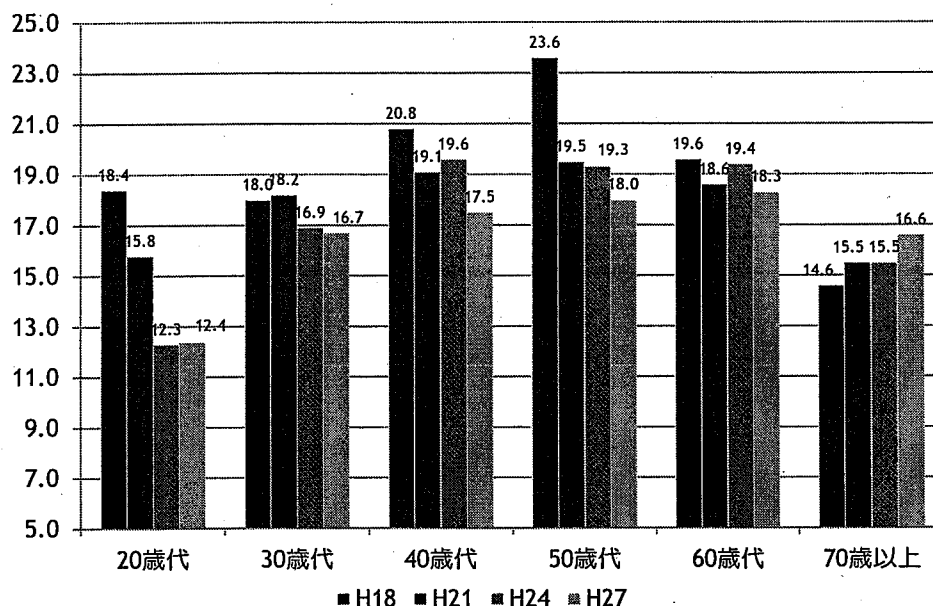
喫煙率の推移 (%)



喫煙者の一日あたり平均喫煙本数 (全体)

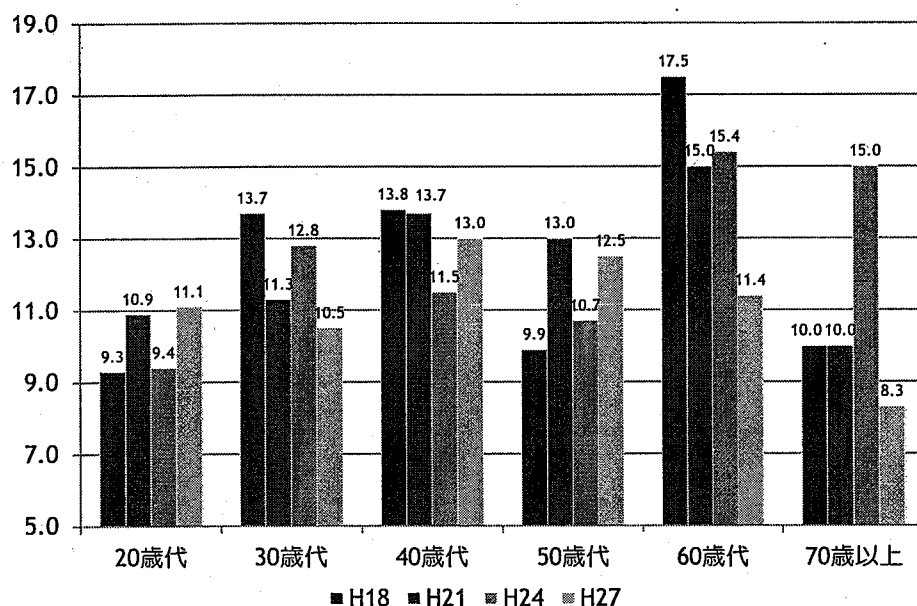


喫煙者の一日当たり平均喫煙本数（年代別・男性）



出典：県健康づくりに関する調査

喫煙者の一日当たり平均喫煙本数（年代別・女性）



出典：県健康づくりに関する調査

（２）飲酒

多量飲酒は、食道がんや大腸がん、乳がんなどのがんに罹るリスクを高めます。平成27年度の秋田県健康づくりに関する調査によると、男性ではほとんど飲まない人が22.4%に対し、ほとんど毎日（週6～7日）飲む人が42.7%、多量（1日当たり清酒換算で3合以上）に飲酒する人は7%となっています。

＜飲酒の習慣＞

(単位：％)

項 目	男性	女性	総数
ほとんど毎日(週6～7日)飲んでいる	42.7	12.4	26.1
週4～5日飲んでいる	8.2	4.2	6.1
週3日(2日に1回程度)飲んでいる	7.3	4.2	5.6
週1～2日飲んでいる	10.1	7.4	8.7
月1～3回飲んでいる	8.6	14.5	11.9
ほとんど飲まない	22.4	55.6	40.5
無回答	0.7	1.6	1.2

出典：秋田県健康づくりに関する調査(平成27年度)

＜飲酒量(1日当たり清酒換算)＞

(単位：％)

項 目	男性	女性	総数
1合未満	21.3	52.8	33.8
1合以上2合未満	45.2	28.4	38.3
2合以上3合未満	19.6	6.6	14.4
3合以上5合未満	7.0	3.6	5.8
5合以上	1.4	1.0	1.2
無回答	5.6	7.6	6.6

出典：秋田県健康づくりに関する調査(平成27年度)

(3) 食塩摂取

胃がんの危険因子とされている食塩の摂取については、平成28年度の県民健康・栄養調査によると、秋田県の成人1日食塩摂取量の平均値は10.6gで平成23年から減少しましたが、依然、前計画の目標値である10g未満に達していない状況にあります。

＜食塩摂取量の平均値(成人・年齢階級別)＞

(単位：g)

項 目	男性	女性	総数
20～29歳	11.6	9.0	10.6
30～39歳	10.3	9.8	
40～49歳	11.4	8.8	
50～59歳	12.8	9.9	
60～69歳	13.2	10.5	
70歳以上	10.5	9.5	
総 数	11.7	9.7	

出典：県民健康・栄養調査(平成28年度)

(4) 野菜・果実摂取

WHO(世界保健機関)などの報告によると、野菜や果実の摂取によってがんにかかるリスクを下げる効果が期待されることから、がん予防のために野菜や果実を多く摂取することが推奨されています。また、国立がん研究センターが実施している多目的コホート研究の成果からも、野菜・果物の摂取により胃がんなどに罹患するリスクを下げるという研究報告が出ています。

平成28年度の県民健康・栄養調査によると、本県の野菜摂取量は267.9gで

平成23年の308.6gより大きく減少しており、前計画の目標値である350gに達していない状況にあります。

＜野菜の摂取量＞

(単位：g)

区 分	野 菜	緑黄色野菜（再掲）	その他の野菜（再掲）
平成23年	308.6	90.8	199.9
平成28年	267.9	75.3	192.6

出典：県民健康・栄養調査（平成28年度）

(5) 運動・身体活動

多目的コホート研究の成果から、身体活動の種類によらず全体的によく動いている人は男女ともがんに罹るリスクが低下することがわかっています。

平成27年度の秋田県健康づくりに関する調査によると、週に2回以上運動をしている人は、平成24年度より2.5ポイント減り、42.5%となっています。

＜運動の習慣＞

(単位：%)

項 目	男性	女性	総数
週に2回以上、運動をしている	47.4	38.3	42.5
以前は週に2回以上、今はしていない	18.6	16.8	17.7
以前も今も、ほとんど運動をしていない	17.9	20.7	19.4
以前も今も、まったくしていない	14.8	22.3	18.8
無回答	1.3	1.8	1.6

出典：健康づくりに関する調査（平成27年度）

※ 運動：おおむね30分以上続けて体を動かすことで、散歩や通勤、農作業なども含む。

(6) 肝炎

B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス及び肝硬変による死亡者数は減少傾向にあります。肝がんの死亡者数は、全国的には減少にある中で、本県では増加しています。

＜主な肝疾患による死亡者数・死亡率の推移＞

※上段：死亡者数（人） 下段（括弧内）：死亡率（人口10万対）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	秋田県	全国	秋田県	全国	秋田県	全国	秋田県	全国	秋田県	全国
B型肝炎	5 (0.5)	481 (0.4)	3 (0.3)	450 (0.4)	3(0.3) (0.4)	482 (0.4)	1 (0.1)	407 (0.3)	3 (0.3)	407 (0.3)
C型肝炎	38 (3.6)	4,484 (3.6)	29 (2.8)	4,158 (3.3)	26 (2.5)	4,033 (3.2)	32 (3.1)	3,881 (3.1)	23 (2.3)	3,256 (2.6)
肝硬変 (7歳未満性を除く)	68 (6.4)	8,155 (6.5)	59 (5.6)	7,953 (6.3)	66 (6.4)	7,800 (6.2)	58 (5.7)	7,649 (6.1)	55 (5.5)	7,702 (6.2)
肝がん	208 (19.6)	30,690 (24.4)	229 (21.9)	30,175 (24.0)	212 (20.5)	29,453 (23.6)	211 (20.7)	28,889 (23.1)	255 (25.3)	28,528 (22.8)

出典：人口動態調査（平成28年）

4 がん検診の状況

(1) 市町村がん検診の受診率

平成27年度に市町村が実施したがん検診の受診率は、県全体で13～27％程度です。全国との比較では、平成26年度までは子宮がん以外は全国平均を上回っていましたが、受診率の算定方法が変更された平成27年度は、全ての検診部位が東北6県の中で最下位となっています。

＜市町村が実施するがん検診の受診率＞ (単位：％)

区 分		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
胃がん	秋田	15.6	15.3	14.4	14.1	13.7	13.6
	全国	9.6	9.2	9.0	8.7	8.5	6.3
大腸がん	秋田	24.9	26.6	25.7	26.4	26.5	27.2
	全国	16.8	18.0	18.7	19.1	19.5	15.5
肺がん	秋田	23.3	20.5	22.5	21.8	22.0	22.1
	全国	17.2	17.0	17.3	17.3	17.7	13.7
子宮がん	秋田	24.9	22.6	22.1	22.7	23.9	23.0
	全国	23.9	23.9	23.5	23.2	23.8	18.4
乳がん	秋田	25.7	23.1	22.5	22.6	23.6	23.6
	全国	19.0	18.3	17.4	17.0	17.6	14.5

出典：地域保健・健康増進事業報告

＜市町村が実施するがん検診の受診者＞ (単位：人)

区 分		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
胃がん	秋田	57,231	60,114	56,979	55,477	53,388	51,659
	全国	3,775,023	3,809,890	3,788,969	3,718,247	3,670,515	3,688,925
大腸がん	秋田	94,940	104,091	101,590	103,632	103,159	103,537
	全国	6,761,698	7,649,103	7,988,767	8,258,869	8,530,174	9,101,846
肺がん	秋田	81,277	80,247	88,762	85,706	85,528	84,136
	全国	6,799,924	7,087,151	7,291,794	7,425,748	7,676,065	7,971,906
子宮がん	秋田	34,505	34,585	34,481	35,154	36,209	31,925
	全国	4,518,403	4,516,207	4,495,670	4,430,535	4,710,490	4,467,804
乳がん	秋田	30,152	30,494	29,007	30,880	31,163	29,001
	全国	2,492,868	2,523,008	2,377,791	2,441,910	2,571,704	2,532,703

出典：地域保健・健康増進事業報告

＜市町村が実施するがん検診受診率の全国及び東北順位＞

区 分	胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診	子宮がん検診	乳がん検診
東北順位	6位	6位	6位	6位	6位
全国順位	14位	20位	26位	37位	35位

出典：地域保健・健康増進事業報告(平成27年度)

(2) 精密検査の受診率(※)

平成26年度に市町村が実施したがん検診で精密検査が必要とされた者の精密検査の受診率は、胃がん、肺がん、乳がんでは全国平均を下回っています。また、

部位ごとに見ると「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（平成20年3月）」に掲げられた許容値（※）を下回る市町村が相当数あります。
 ※精密検査の受診率：がん検診でがんが疑われた場合に、実際に検査を受診した者の割合

＜精密検査の受診率＞ (単位：％)

区 分	胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診	子宮がん検診	乳がん検診
秋 田	80.4	71.0	76.7	82.2	84.7
全国平均	81.7	66.7	78.3	72.5	85.6

出典：地域保健・健康増進事業報告（平成26年度）

＜精検受診率の目標値及び許容値の到達状況＞ (単位：市町村数)

区 分	胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診	子宮がん検診	乳がん検診
目標値以上	4	0	8	9	6
許容値以上	19	14	10	8	9
許容値以下	2	11	7	7	10
対象者なし	—	—	1	1	—

出典：地域保健・健康増進事業報告（平成26年度）

※目標値は90％。許容値は乳がん80％、それ以外のがんの許容値は70％

（３）秋田県全体及び職域等におけるがん検診（※）の受診率

平成26年度に県医師会が独自に実施した「がん検診受診状況調査」と市町村が報告した「地域保健・健康増進事業報告」によると、職域等を含む秋田県全体のがん検診の受診率は、約11～24％（子宮と乳房は約11～12％）となっており、受診者は大腸がん検診が最も多く、次いで胃がん検診、肺がん検診の順となっています。

また、秋田県全体のがん検診の受診者から市町村がん検診受診者を除いて算出した職域等におけるがん検診の受診率は、約8～28％（子宮と乳房は約8～11％）となっています。

※職域等におけるがん検診：職場等で実施されるがん検診や個人で受診するがん検診など、市町村が実施するがん検診以外のがん検診

＜平成26年度職域も含めた秋田県全体のがん検診の受診状況＞ (単位：人)

区 分	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
受 診 者 数					
病 院	82,569	45,073	88,314	28,551	2,8293
診 療 所	3,640	4,209	12,865	18,155	1,676
検診団体	53,236	76,118	65,720	12,051	13,080
計	139,445	125,400	166,899	58,757	43,049
対象人口	696,183	696,183	696,183	472,948	384,361
受 診 率	20.0％	18.0％	24.0％	(12.4％)	(11.2％)

出典：がん対策室調べ（平成26年度）

※対象人口は、平成26年10月1日現在の人口。胃がん、肺がん、大腸がんは40歳以上の全県民、子宮がんは20歳以上の女性、乳がんは40歳以上の女性

＜平成26年度職域等におけるがん検診の受診率＞

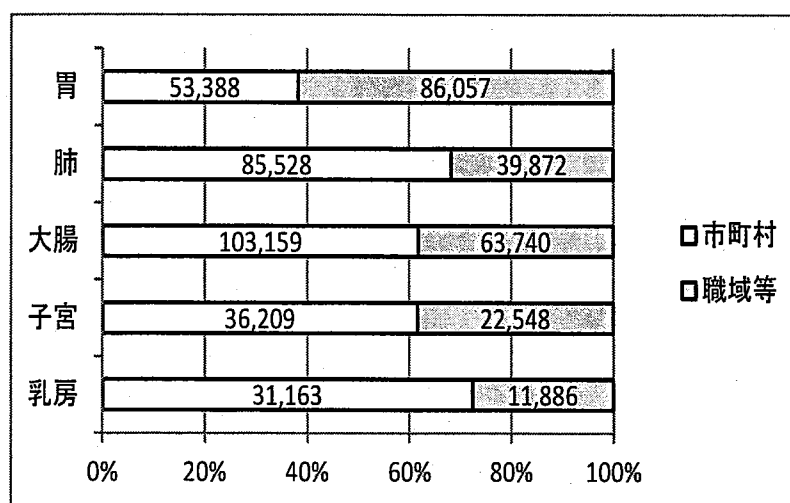
(単位：人)

区 分	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
受 診 者	86,057	39,872	63,740	22,548	11,886
対 象 者	306,758	306,758	306,758	206,758	143,956
受 診 率	28.1%	13.0%	20.8%	10.9%	8.3%

出典：がん対策室調べ（平成26年度）

＜市町村・職域等別がん検診の受診者とその割合＞

(単位：人)



出典：平成26年度秋田県のがん検診実施状況報告

5 がん医療の状況

(1) がん診療連携拠点病院等の整備

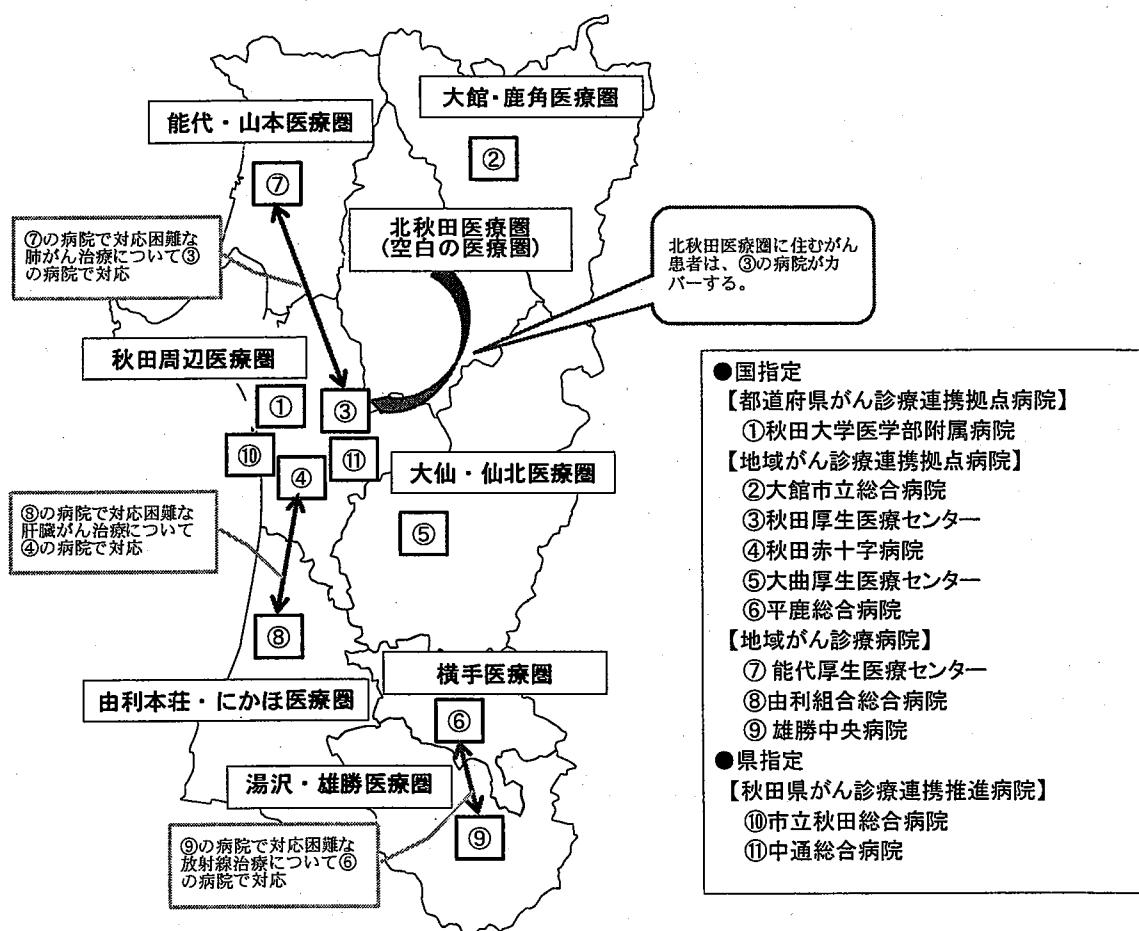
本県では、都道府県がん診療連携拠点病院として秋田大学医学部附属病院、地域がん診療連携拠点病院として5病院、地域がん診療病院として3病院が国の指定を受けています。その他の地域がん診療連携推進病院として、2病院を県が独自に指定しています。

そのうち放射線療法については雄勝中央病院を除く10病院で、手術療法、薬物療法については全11病院で実施されています。

① 拠点病院等の指定状況

医療機関名	2次医療圏	所在地	区分	
秋田大学医学部附属病院	秋田周辺	秋田市	国指定	県がん診療連携拠点病院
大館市立総合病院	大館・鹿角	大館市	国指定	地域がん
能代厚生医療センター	能代・山本	能代市	国指定	地域がん診療病院
秋田厚生医療センター	秋田周辺	秋田市	国指定	地域がん診療連携拠点病院
秋田赤十字病院	秋田周辺	秋田市	国指定	地域がん
由利組合総合病院	由利本荘・にかほ	由利本荘市	国指定	地域がん診療病院
大曲厚生医療センター	大仙・仙北	大仙市	国指定	地域がん診療連携拠点病院
平鹿総合病院	横手	横手市	国指定	地域がん
雄勝中央病院	湯沢・雄勝	湯沢市	国指定	地域がん診療病院
市立秋田総合病院	秋田周辺	秋田市	県指定	地域がん診療連携推進病院
中通総合病院	秋田周辺	秋田市	県指定	地域がん

がん診療連携拠点病院等の整備状況



平成29年4月1日現在

② 患者等の状況（平成27年）

	年間新入院 がん患者	年間新入院患者数に占 めるがん患者の割合	年間外来 がん患者	年間院内死亡 がん患者
秋田大学医学部附属病院	3,275	30.1%	48,229	143
大館市立総合病院	1,359	20.4%	21,926	204
能代厚生医療センター	1,224	18.1%	13,801	175
秋田厚生医療センター	2,077	21.7%	40,689	189
秋田赤十字病院	3,732	34.7%	37,064	180
由利組合総合病院	1,301	14.8%	8,144	223
大曲厚生医療センター	2,707	31.9%	37,189	338
平鹿総合病院	1,606	18.6%	35,206	294
雄勝中央病院	455	11.9%	16,384	105
市立秋田総合病院	1,679	20.3%	37,521	157
中通総合病院	1,126	13.2%	40,917	178

出典：平成28年度がん診療連携拠点病院現況報告（厚生労働省）

③ 手術の実績（平成28年4月～7月）

	肺がん		胃がん				大腸がん	
	開胸 手術	胸腔 鏡下 手術	開腹 手術	腹腔鏡 下手術	内視 鏡粘 膜切 除術	内視鏡 粘膜下 層剥離 術	開腹 手術	腹腔 鏡下 手術
秋田大学医学部附属病院	2	33	10	7	0	34	8	14
大館市立総合病院	0	6	25	0	0	6	26	0
能代厚生医療センター	0	0	3	6	0	11	0	20
秋田厚生医療センター	2	13	15	1	0	22	27	17
秋田赤十字病院	0	18	24	8	15	8	13	14
由利組合総合病院	0	5	6	2	0	10	12	2
大曲厚生医療センター	1	11	13	3	0	15	12	17
平鹿総合病院	0	10	15	0	0	27	15	1
雄勝中央病院	0	0	3	0	0	0	7	2
市立秋田総合病院	0	2	7	5	0	19	14	8
中通総合病院	0	0	14	0	1	8	21	7

	肝臓がん			乳がん					悪性 腫瘍 手術 総数
	開腹 手術	マイクロ 波凝固 法	ラジオ 波焼灼 療法	手術	乳癌冷 凍凝固 摘出術	乳腺腫 瘍摘出 術(生 検)	乳腺腫 瘍画像 ガイド 吸引術	乳房再 建(乳 房切除 後)	
秋田大学医学部附属病院	3	1	11	16	0	2	0	0	576
大館市立総合病院	1	0	0	8	0	0	0	0	153
能代厚生医療センター	2	0	4	12	0	0	0	0	98
秋田厚生医療センター	2	0	3	9	0	0	0	0	236
秋田赤十字病院	4	0	3	53	0	6	2	0	286
由利組合総合病院	0	0	0	14	0	0	0	0	98
大曲厚生医療センター	0	0	0	8	0	0	0	0	163
平鹿総合病院	1	0	3	22	0	2	0	0	271
雄勝中央病院	0	0	0	2	0	0	0	0	38
市立秋田総合病院	3	0	11	62	0	0	8	1	237
中通総合病院	0	0	0	17	0	0	0	0	88

出典：平成28年度がん診療連携拠点病院現況報告（厚生労働省）

④ 放射線治療の実績

	延べ患者実数 (平成27年)			照射回数 平成28年 4月～7月		
	体外照射	小線源治療	高精度放 射線治療	体外照射	小線源治療	高精度放 射線治療
秋田大学医学部附属病院	648	11	集計中	4,164	11	集計中
大館市立総合病院	152			1,247		
能代厚生医療センター	147			1,317		
秋田厚生医療センター	136			980		
秋田赤十字病院	254			2,588		
由利組合総合病院	114			1,016		
大曲厚生医療センター	175			1,317		
平鹿総合病院	241			2,130		
雄勝中央病院	0			0		
市立秋田総合病院	165			1,416		
中通総合病院	122			1,545		

出典：平成28年度がん診療連携拠点病院現況報告（厚生労働省）

⑤ 化学療法の実績

	延べ患者数 (平成28年 4月～7月)	
	入院患者数	外来患者数
秋田大学医学部附属病院	186	1,644
大館市立総合病院	125	166
能代厚生医療センター	92	77
秋田厚生医療センター	179	236
秋田赤十字病院	279	372
由利組合総合病院	83	132
大曲厚生医療センター	189	321
平鹿総合病院	122	175
雄勝中央病院	27	70
市立秋田総合病院	134	193
中通総合病院	79	181

出典：平成28年度がん診療連携拠点病院現況報告（厚生労働省）

(2) がん医療に携わる医療従事者の状況

専門資格を取得している医療従事者の数は、計画策定時に比べて増加していますが、全国との比較（人口100万人対）では、専門医を中心に少ない状況にあります。

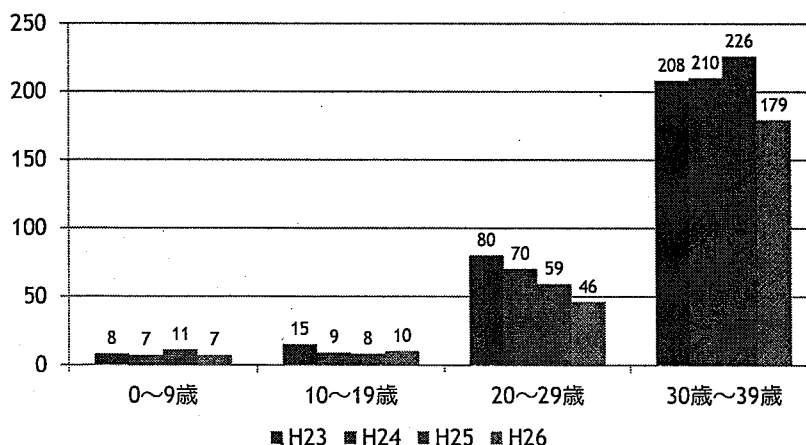
区 分	人数		人口100万人対	
	秋田県	全国	秋田県	全国
がん治療認定医（一般社団法人日本がん治療認定医機構）	115	15,572	115.5	122.9
放射線治療専門医（公益社団法人日本放射線腫瘍学会）	6	1,177	6.0	9.3
薬物療法専門医（公益社団法人日本臨床腫瘍学会）	4	1,191	4.0	9.4
がん看護専門看護師（公益社団法人日本看護協会）	6	713	6.0	5.6
認定看護師（公益社団法人日本看護協会）	66	7,524	66.3	59.4
皮膚・排泄ケア	19	2,419	19.1	19.1
緩和ケア	28	2,211	28.1	17.4
がん化学療法看護	12	1,530	12.0	12.1
がん性疼痛看護	3	768	3.0	6.1
乳がん看護	2	342	2.0	2.7
がん放射線療法看護	2	254	2.0	2.0
がん専門薬剤師（一般社団法人日本医療薬学会）	—	525	—	4.1
がん薬物療法認定薬剤師（一般社団法人日本病院薬剤師会）	14	1,052	14.1	8.3
放射線治療専門放射線技師（日本放射線治療専門放射線技師認定機構）	18	1,774	18.1	14.0
放射線治療品質管理士（放射線治療品質管理機構）	17	1,206	17.1	9.5
医学物理士（一般財団法人医学物理士認定機構）	1	958	1.0	7.6

出典：各団体等のウェブサイト（平成29年10月現在）

(3) 小児がん・AYA世代のがんの状況

本県における19歳未満のがん罹患者数は、年20人前後で推移しています。また、20～39歳までのがんの罹患者は、約300人前後で推移しています。

小児がん・AYA世代のがん罹患者数
(人)



出典：秋田県地域がん登録

6 緩和ケアの状況

(1) 緩和ケアの実施状況

県内の緩和ケア病棟は、秋田市（34床）と大仙市（13床）に各1施設となっています。緩和ケア外来を設置している医療機関は12施設、入院患者に対する緩和ケアチームを設置している医療機関は14施設あります。

また、在宅緩和ケアの充実が求められていますが、在宅医療を提供できる施設数が限られているなど在宅医療の提供体制が不十分であり、その普及が進んでいません。

項 目	平成29年度
緩和ケア病棟入院料算定医療機関	2施設
緩和ケア診療加算の算定医療機関	0施設
在宅がん医療総合診療料の届出医療施設	67施設
在宅療養支援診療所の届出医療施設	70施設
訪問看護ステーション	63施設

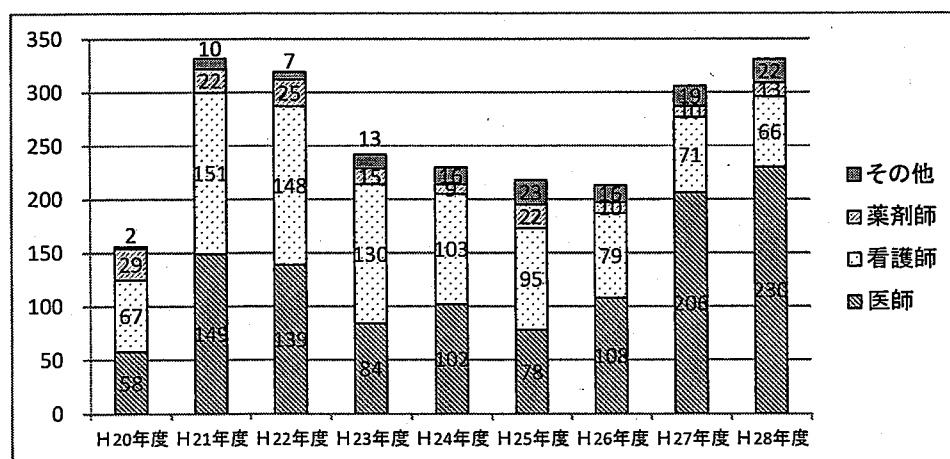
出典：厚生労働省東北厚生局届出受理医療機関名簿

(2) 緩和ケア研修

拠点病院等が実施する緩和ケア研修会の受講は、平成28年度末までに、医師1,154人、看護師910人、薬剤師155人、その他の職種128人の計2,347人が修了しています。

<緩和ケア研修修了者>

(単位：人)



出典：がん対策室調べ

7 がん登録の状況

(1) 地域がん登録

地域がん登録事業は、県内の協力医療機関から届出された患者届出票を基に、がんの部位や、診断日、発見経緯、病期、治療内容などを登録しますが、登録の完全性や正確性を保つため、一定の登録精度が求められます。

国立がん研究センターがまとめた「全国がん罹患モニタリング集計2013年罹患数・率報告」によると、本県の登録精度は、低いほどよいとされる「罹患者中死亡情報のみで登録された患者（DCO）の割合」は0.2%、「死亡情報で初めて把握された患者（DCN）の割合」は0.4%、一定水準にあればよいとされる「罹患数と人口動態統計によるがん死亡数との比（IM比）」は2.27と、高い精度を保っています。

<登録精度>

	秋田県	全国平均
DCO割合	0.2	7.4
DCN割合	0.4	10.4
IM比	2.27	2.31

出典：「全国がん罹患モニタリング集計2013年罹患数・率報告」

(2) 全国がん登録

「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、平成28年1月から県内病院と県の指定診療所において、全国がん登録の届出が開始されました。これにより、登録精度が向上し、都道府県ごとの罹患・受療状況、生存率等の把握ができ、平成31年1月からこれらの情報が利用可能となります。

8 がん患者に対する支援の状況

(1) がん相談支援センター

各拠点病院等には、がん相談支援センターが設置され、主に面談や電話により相談に応じておりますが、病院によって相談件数等に大きな差がみられます。

なお、FAXやEメールでも対応している病院もあります。

病院名	対面相談時間	予約	電話相談時間	FAX	メール	相談延件数 (※)	相談員数
秋田大学医学部附属病院	月～金 9:00～17:00	不要	月～金 9:00～17:00	○	○	2,571	18
大館市立総合病院	〃	〃	〃	×	○	709	10
能代厚生医療センター	月～金 8:30～17:00	〃	月～金 8:30～17:00	×	×	20	4
秋田赤十字病院	〃	〃	〃	○	○	116	2
秋田厚生医療センター	月～金 9:00～16:30	〃	月～金 9:00～16:30	×	○	151	4
市立秋田総合病院	月～金 9:00～17:00	〃	月～金 9:00～17:00	×	×	65	6
中通総合病院	月～金 8:30～17:00	〃	月～金 8:30～17:00	×	×	150	4
由利組合総合病院	〃	〃	〃	×	×	340	5
大曲厚生医療センター	〃	〃	〃	×	×	224	5
平鹿総合病院	〃	〃	〃	×	○	11	3
雄勝中央病院	〃	〃	〃	×	×	11	4

出典：がん診療連携拠点病院現況報告（平成28年度）

※相談延件数は平成28年6月～7月分

(2) がんサロンやピアサポート研修

がんサロンについては、がん患者団体主催によるがんサロンが秋田市、大館市、北秋田市、大仙市、美郷町、湯沢市の10か所で、定期的に行われており、拠点病院等においても開催されるようになってきましたが、県全体にはまだ広がっていません。

また、平成23年度から患者団体においてピアサポート研修会を開催しており、その修了者は延べ91名となっています。

＜県内のがんサロン開設状況＞（平成29年10月現在）

がん患者団体主催のがんサロン

団体名	対象部位等	開催場所	定期
あけびの会	全部位	道の駅 雁の里せんなん	定期
あけぼのハウス	乳がん患者会だが、 サロンは部位問わず	中通総合病院	定期
ひだまりハウス	全部位	協働大町ビル	定期
大館地区がん患者友の会 （大館虹の会）	全部位	大館市立総合病院 3階 がん情報コーナー	定期
北秋田 虹の会	全部位	北秋田市交流センター ハートフルプラザ・北秋田	定期
がん患者団体連絡協議会 きぼうの虹	全部位	秋田アトリオン 7階 研修室B	定期
ぴあcafe	全部位	湯沢市ふるさとふれあいセンター	定期
胸腺腫・胸腺がん患者会 ふたつば情報交換会	胸腺腫・胸腺がん	不定	随時
秋田婦人科がん セルフヘルプグループ SNOW WHITE	婦人科がん	にぎわい交流館AU 4階 研修室	随時
大仙サロン（きぼうの虹）	全部位	はびねす大仙	定期

それ以外（拠点病院等）のがんサロン

サロン名	対象部位等	開催場所	定期
さろんアップル	全部位	平鹿総合病院 第1会議室	休止中
サロンきずな	全部位	秋田厚生医療センター 1階 医療情報コーナー	定期
さろんバンビ	乳がん	平鹿総合病院	随時
能代厚生医療センター がんサロン	全部位	能代厚生医療センター 2階 講堂	随時
がんサロンまもるくん	全部位	市立秋田総合病院 がん相談支援センター 情報提供コーナー	随時
あじさいの会	乳がん	不定	随時
サロンおひさま	全部位	由利組合総合病院 がん相談支援センター	定期
がん患者 コミュニティサロン	全部位	秋田赤十字病院2階多目的ホール	定期
がん経験者の集い	全部位	鶴舞会館 第一研修室	定期
サロンおがち	全部位	雄勝中央病院	随時
能代山本医師会病院がんサロン	全部位	能代山本医師会病院内 本館1階 第2待合ホール	随時

第4章 全体目標

がん患者を含めた県民が、がんの克服を目指し、がんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや、様々ながんの病態に応じて、尊厳を持って、いつでも、どこにいても、安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、暮らしていくことができるよう、前計画に掲げた「がんによる死亡者の減少」を引き続き目標に設定するとともに、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」を3つの柱とし、以下の4点を全体目標に設定します。

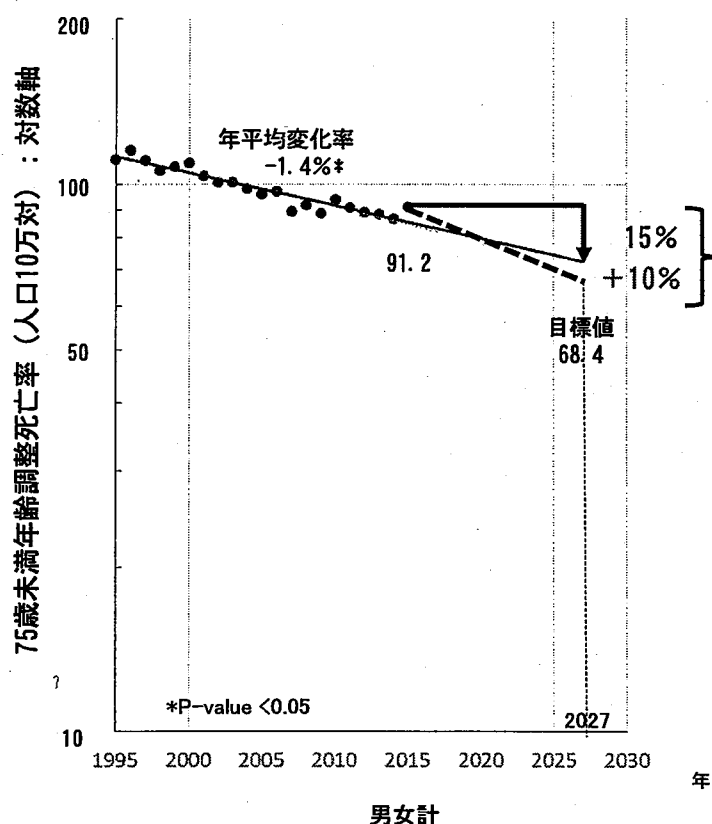
また、全体目標を達成するためには、がんの予防から早期発見、検診、医療、共生に至る分野別施策を切れ目なく総合的に実施していくことが必要であることから、分野別施策ごとの指標を設定し、最終年度（平成35年度）の目標値に加えて、施策の進捗の目安として、中間年度（平成32年）における中間目標値を設定します。

1 がんによる死亡者の減少

指標	現状値 (H28)	中間目標値 (H32)	目標値 (H35)	参考値 (H39)
がんの年齢調整死亡率 (75歳未満)	87.4	81.7	76.0	68.4

本県の年齢調整死亡率は、年平均約1.4%ずつの減少であり、今後12年間で約15%の死亡率の減少が見込まれますが、対策を強化することによりさらに10%の死亡率の減少を目指します。

がん年齢調整死亡率の推移と減少加速化のイメージ（全部位、75歳未満、秋田県）



県のがん死亡率は、年1.4%の減少です。

今後12年間で約15%の死亡率減少が見込まれます。

対策を強化することにより、さらに10%の死亡率減少の上乗せを目指します。

①喫煙率の激減、②早期診断の推進、
③がん医療の均てん化で、対策を強化します。

2 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

がんを予防する方法を普及啓発するとともに、全国がん登録や院内がん登録の解析などから得られる結果に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患者を減少させます。また、県民が利用しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見、早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡者の減少を実現させます。

3 患者本位のがん医療の実現

がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療の質の向上、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化、効率的かつ持続可能ながん医療を実現します。

4 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境を整備します。関係者等が、医療・福祉・介護・産業保健・就労

支援分野等と連携し、効率的な医療・福祉サービスの提供や、相談支援及び情報提供体制の充実、就労支援等を行う仕組みを構築することで、がん患者が、いつでも、どこにいても安心して生活し、尊厳を持って自分らしく生きることのできる地域社会を実現します。

指標	現状値		中間目標値 (H32)	目標値 (H35)
「がんと診断されたことによる心配や悩みは、何らかの支援によって現在は軽減された」と回答した患者の割合	H29	●% (調査中)	5ポイント増加	10ポイント増加
「がんと診断されたことを理由に、生活の不安を感じた」と回答した患者の割合	H29	●% (調査中)	減少	減少
「がんと診断されてから、周囲の対応が原因で傷ついたことがある」と回答した患者の割合	H29	●% (調査中)	減少	減少
2人に1人はがんになるのを知っている割合	—	—	増加	100%
誰でも相談支援センター利用可の認知割合	—	—	増加	100%
有効でない検診を知っている割合	—	—	増加	100%
検診で胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん死亡減少を知っている割合	—	—	増加	100%
タバコを吸うと肺がんにかかりやすくなるのを知っている割合	H27	男女計 80.2% 男 79.6% 女 80.6%	増加	90%

第5章 分野別の施策と個別目標

I がん予防

世界保健機関によれば「がんの約40％は予防できるため、がん予防は、全てのがんの対策において、最も重要で費用対効果に優れた長期的施策となる」とされており、より積極的にがん予防を進めていくことによって、避けられるがんを防ぐことが重要です。

がんのリスク等に関する科学的根拠に基づき、がんのリスクの減少（1次予防）、県民が利用しやすい検診体制の構築、がんの早期発見・早期治療（2次予防）の促進を図るとともに、予防・検診に関する取組を進めることによって、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの罹患者や死亡者の減少の実現を目指します。

1 がんの1次予防

がんの1次予防として、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながります。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む。）、過剰飲酒、運動不足、肥満・やせ、野菜・果物の摂取不足、濃い味付けの副菜、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染など、様々なものがありますが、がん予防を進めるために、それぞれのリスク因子に対して適切な対応をとり、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む必要があります。

(1) 生活習慣について

〔現状と課題〕

生活習慣の中でも、喫煙は、肺がんをはじめとする種々のがんのリスク因子となっていることが知られています。また、喫煙は、がんにも最も大きく寄与する因子でもあるため、がん予防の観点から、たばこ対策を進めていくことが重要です。

国では健康増進法に基づく受動喫煙防止対策、禁煙治療の健康保険適用の対象拡大等の対策を行ってきました。また県では、「世界禁煙デー」に合わせた啓発キャンペーン、受動喫煙に関する講習会、禁煙治療を実施する医療機関情報等の普及啓発等を行ってきたほか、事業所等に対しては、「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づく取組について協力を求めるなど、たばこ対策を推進しているところです。

こうした取組により、本県の成人喫煙率は、23.5％（平成25年）から20.3％（平成28年）に減少しました。しかし、男性33.9％、女性8.5％で、全国値（男

性31.1%、女性9.5%)と比べて、男性の喫煙率が高い傾向にあり、前計画で掲げていた5年間で16.4%に減少させるという目標は達成できていません。また、たばこを習慣的に吸っている者の年代別割合は、男性では20歳から50歳台で、女性では30歳台で高い傾向にあります。

平成27年度の秋田県健康づくりに関する調査によると、喫煙者のうち「たばこをやめたい」と回答した人の割合は男性28.2%、女性39.6%で、この割合を増加させ、禁煙外来の受診に着実につなげていくなど、喫煙率減少のための更なる取組が求められています。

また、受動喫煙によって、非喫煙者の肺がんのリスクが約3割上昇すること等が報告され、受動喫煙と肺がん等の疾患の因果関係を含め、改めて、受動喫煙の健康への影響が明らかになっています。さらに、受動喫煙が原因で死亡する人が日本国内で年間1万5千人を超えると推計されていることなどから、がんの予防の観点からも、受動喫煙防止対策は重要となっています。

受動喫煙防止対策に関しては、秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインに基づく「受動喫煙防止宣言施設」の登録事業や受動喫煙防止フォーラムの開催による普及啓発などを行ってきましたが、対策は、官公庁、学校、医療機関と比べて、事業所や飲食店の敷地内又は建物内禁煙が進んでいないことが課題です。

平成27年度の県健康づくりに関する調査によると、1か月間に受動喫煙の機会があったと回答したのは事業所で21.5%、飲食店で21.9%となっており、県全体で敷地内又は建物内禁煙の施設数を増やし、受動喫煙を防止する取組が急務となっています。

食生活に関しては、胃がんの危険因子とされている食塩の摂取について民間団体や企業とも連携しながら、減塩運動を行ってきましたが、前計画で目標としていた1日10g未満は達成できていない状況です。

また、飲酒は頭頸部がんや食道がんの危険因子とされていますが、本県の成人1人当たりの清酒販売数量は平成27年度国税庁統計年報書によると全国2位、多量飲酒者(1日3合以上の飲酒)の割合は男性が8.4%、女性が4.6%と、女性については、前計画策定時よりも高くなっています。

日常生活で適度な運動を行うことは、大腸がんなどのがんにかかるリスクを下げるとされておりますが、週2回以上の運動をしている人の割合は、男性で47.4%、女性で38.3%と、男女とも、前計画策定時より低くなっています。

〔取り組むべき施策〕

① 喫煙率の低減対策

県は、県民の喫煙率低減のために、キャンペーンや学校における喫煙防止教育を通じて、たばこと健康に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

② 受動喫煙防止対策

県は、多くの者が利用する施設において、受動喫煙防止対策を推進します。

また、健康増進法改正の動向を見据えながら、飲食店や事業所に対して建物内の禁煙実施を勧め、市町村に対しては市町村庁舎の建物又は敷地内禁煙の実施を求めます。さらに、健康増進法第25条の努力義務を有する全施設及び県民に対して、同条項の周知を徹底するほか、受動喫煙の機会を減少させるための普及啓発活動を進めます。

市町村、医療機関、薬局、事業所は、建物内や敷地内を禁煙にするための行動計画を策定し、たばこによる健康被害の防止に努めます。

③ 禁煙の支援

県は、喫煙者に対する積極的な禁煙支援について、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得ながら推進します。

市町村は、既存の保健関連事業（特定健診、妊婦健診、妊婦教室、乳幼児健診等）で、喫煙者に対して禁煙の推奨及び禁煙外来の受診勧奨を行います。

医師、看護師、歯科医師、薬剤師等の医療従事者は、喫煙者に対して、たばこの健康被害に関する情報提供、禁煙外来の受診勧奨、禁煙治療を行います。

④ 受動喫煙の機会減少、妊産婦、未成年者の喫煙防止のための普及啓発

市町村及び医療保険者は、健（検）診等の機会を通じて、たばこによる健康被害や妊娠中の喫煙が子供に及ぼす影響等について周知します。

教育機関は、特に高校生や大学生に対して、たばこを吸わせないように、たばこによる健康被害や妊娠中の喫煙が子供に及ぼす影響等を周知します。

⑤ 食生活の改善（飲酒、塩分摂取）

県は、マスコミや栄養士会、食生活改善推進員等と連携し、県民運動としての機運醸成を図りながら減塩運動を推進するとともに、正しい食生活の情報を提供し幼いうちから望ましい食習慣を身につけるための食育を推進します。

また、県は未成年者の飲酒防止を推進するとともに、「生活習慣病のリスクを高める飲酒量」などアルコールに関する正しい知識の普及啓発を図り、市町村は、多量飲酒（1日3合以上）をしている人に対し、保健関連事業の場で介入を行う体制を整備します。

⑥ 身体活動・運動の推進

県は、県民が運動や身体活動に興味や関心を持ち、自分に合った、がん予防につながる運動習慣を身につけることができるよう、その方法等についての普

及啓発を図ります。

(2) 感染症対策について

〔現状と課題〕

ウイルスや細菌の感染は、男性では喫煙に次いで2番目に、女性では最も発がんが大きく寄与する因子となっています。発がんが大きく寄与するウイルスや細菌としては、子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（以下「HPV」といいます。）、肝がんは、肝炎ウイルス、ATL（成人T細胞白血病）は、ヒトT細胞白血病ウイルス1型（以下「HTLV-1」という。）、胃がんは、ヘリコバクター・ピロリ等があります。

子宮頸がんの発生は、その多くがHPVの感染によるため、子宮頸がんの予防のためには、HPV感染への対策が必要です。子宮頸がんの予防のため、HPVワクチンが定期予防接種となりましたが、現在、国において「積極的な接種勧奨は一時的に差し控える」との見解が出されております。

肝炎ウイルスについては、B型肝炎ワクチンの定期予防接種化が平成28年10月から実施されているほか、肝炎ウイルス検査体制の整備等を行ってきました。

これまで肝炎ウイルス検査を受けた者は平成28年度はB型1,293人、C型1,318人となっていますが、検査結果が陽性であっても、その後の受診につながっていない者もいると指摘されています。

胃がんについては、本県の胃がんの年齢調整死亡率は、人口10万人あたり14.9（平成22年）から10.7（平成28年）へと減少しているものの、依然として、がんによる死亡原因の第2位となっており、引き続き対策が必要です。なお、ヘリコバクター・ピロリの除菌が胃がん発症予防に有効であるかどうかについては、まだ明らかではないものの、ヘリコバクター・ピロリの感染が胃がんのリスクであることは、科学的に証明されています。

〔取り組むべき施策〕

① 肝炎ウイルス検査体制の充実等による肝炎の早期発見・早期治療

県は、肝炎ウイルス検査体制を充実し、肝炎ウイルス陽性者に対して、精密検査（以下「精検」といいます。）の受診の勧奨や肝疾患専門医療機関への受診勧奨を行い、肝がん発生の予防に取り組むとともに、B型肝炎についての予防接種を着実に推進します。

② 肝がんの発症予防の啓発

県は、幅広い年齢層を対象に、肝炎及び肝がんについての正しい知識の普及啓発に努めます。また、保健所等による健康教育を実施し、若年層に対する予防対策を進めます。

③ ヘリコバクター・ピロリ、HPVワクチン等に対する正しい知識の啓発

県は、感染に起因するがんへの対策として、引き続き、HPVの感染予防に関する知識や子宮頸がん予防ワクチンの普及啓発を進めます。

また、本県に多い胃がんとの関連が指摘されているヘリコバクター・ピロリへの対応については、国の動向を踏まえるとともに専門家の意見を聴きながら県民への正しい情報提供に努めます。

(個別目標)

指 標	現状値		中間目標値	目標値
喫煙者の割合(成人) (※国民生活基礎調査)	H28	男性 33.9%	男性 29.3%	男性 24.3%
		女性 8.5%	女性 7.8%	女性 6.6%
		高3男女 0%	現状値を維持	高3男女 0%
		男子 0%	現状値を維持	男子 0%
		女子 0%	現状値を維持	女子 0%
たばこを習慣的に吸っている者の割合 (※県健康づくりに関する調査)	H27	男20-29歳37.0%	現状値より改善	20%以下
		30-39歳42.5%		
		40-49歳41.5%		
		50-59歳42.3%		
		60-69歳30.2%		
		70歳以上14.4%		
		女20-29歳11.3%		5%以下
		30-39歳21.1%		
		40-49歳17.7%		
		50-59歳11.0%		
		60-69歳6.3%		
		70歳以上3.6%		
官公庁における全面禁煙*の割合	H29	(県庁舎) 本庁舎 建物内禁煙 議会室 喫煙可 本庁舎以外 建物内禁煙 (市町村庁舎) 本庁舎 9施設、36% 議会棟 10施設、40%	現状値より改善	全ての官公庁において敷地内禁煙又は建物内禁煙

		本庁舎以外 1,322施設、75.4%		
多量飲酒（清酒に 換算して3合以上） 者の割合	H27	成人男女 7.0%	成人男女 3.5%	成人男女 0%
		男性 8.4%	男性 4.2%	男性 0%
		女性 4.6%	女性 4.6%	女性 0%
食塩の摂取量	H27	1日 10.6g	1日 10.0g	1日 9.5g
野菜の摂取量	H27	1日 267.9g	1日 308.9g	1日 350g
週2回以上運動す る者の割合	H27	成人男女 42.5%	成人男女 46.2%	成人男女 50.0%
		男性 47.4%	男性 48.7%	男性 50.0%
		女性 38.3%	女性 44.1%	女性 50.0%
ニコチン依存症管 理料を算定する患 者数（診療報酬ご と）	H27	初回 1,238 2～4回 2,459 5回 328	現状値より増加	中間目標値より増 加
公費肝炎検査実施 数 現状値（県、秋 田市、市町村（40 歳検診））	H28	C型 1,318 B型 1,293	現状値より増加	中間目標値より増 加
公費肝炎治療開始 者数	H28	インターフェロン 1 インターフェロンフリー 206 核酸アナログ 716	現状値より増加	中間目標値より増 加

*全面禁煙とは、敷地内又は建物内禁煙のことをいいます。

2 がんの早期発見、がん検診（2次予防）

がん検診は、一定の集団を対象として、がん罹患している疑いのある者や、がん罹患している者を早めに発見し、必要かつ適切な診療につなげることに
より、がんの死亡者の減少を目指すものです。

このため、県では、がん検診の有効性や精度管理について秋田県健康づくり
審議会各がん部会や市町村、検診機関の検診従事者を対象としたがん検診精度
管理研修会を開催するなど、科学的根拠に基づくがん検診の実施を推進してき
ました。

現在、対策型がん検診としては、健康増進法に基づく市町村の事業が行われ
ており、職場におけるがん検診としては、保険者や事業主による検診が任意で
行われています。科学的根拠に基づくがん検診の受診や精検受診は、がんの早
期発見・早期治療につながるため、がんの死亡者をさらに減少させていくため
には、がん検診の受診率向上及びがん検診精度管理の充実が必要不可欠です。

〔現状と課題〕

（1）受診率向上対策について

がんを早期に発見し、早期に治療することで、がんによる死亡を減少させる
ことができることから、がん検診受診率を高くするとともに、質の高いがん検
診を実施していく必要があります。

がん検診は、健康増進法に基づく市町村の事業として行われていますが、そ
れ以外にも、職場等において実施している場合や、個人が任意で受診する人間
ドック等の中で実施している場合もあり、現在の仕組みの中では、正確ながん
検診受診の状況把握は難しいのが現状です。

県では、罹患率の高まる年齢層のがん検診受診にかかる自己負担額の無料化
又は軽減、企業との連携によるがん検診の受診勧奨、休日検診への支援、個別
受診勧奨（コール・リコール）の実施等、県民運動としての機運づくりなどを
行ってきました。

しかし、市町村が行うがん検診の受診率は13～27%と、前計画で定めた50%
という目標には及ばず、東北6県では最下位です。また、精検の受診率は、胃
がん、肺がん、乳がんにおいて、全国平均よりも下回っています。

職場におけるがん検診は、保険者や事業主が、福利厚生の一つとして任意で
実施しているものであり、検査項目や対象年齢等実施方法は様々です。

平成26年度に県医師会が独自に実施した「がん検診受診状況調査」によると、
本県の職域におけるがん検診受診率は、8～28%程度（胃がん：28.1%、肺が
ん：13.0%、大腸がん：20.8%、子宮頸がん：10.9%、乳がん：8.3%）であ
り、胃がん検診は市町村が行うがん検診より高いものの、その他のがん検診は

いずれも低い状況となっています。職域におけるがん検診については、対象者数、受診者数等のデータを定期的に把握する仕組みがないため、正確な受診率の算定や精度管理を行うことが困難です。

(2) がん検診の精度管理等について

がんによる死亡率を減少させるためには、がん検診において、適切な検査方法の実施も含めた徹底した精度管理が必要です。本県においては、がん検診精度管理研修会の開催や指標改善のための指導など、精度管理の向上に取り組んでいます。市町村及び検診機関における精度管理はまだ十分ではありません。

がんの早期発見・早期治療のためには、精検が必要と判定された受診者が、その後、実際に精検を受診することが必要ですが、精検受診率（精検受診者数／要精検者数）は、およそ70%（大腸がん検診）～84%（乳がん検診）にとどまっており、目標値（90%以上）と比べると低い状況にあります。

また、国の「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針（以下「がん検診指針」といいます。）に定められていないがん検診については、当該検診を受けることによる合併症や過剰診断等の不利益が利益を上回る可能性があります。県内においてもがん検診指針に定められていないがん検診を実施している市町村が少なからずあります。

(参考) 検診部位ごとの対策について

ア 胃がん

人口動態統計によると、本県では、胃がんの死亡率は70.3（平成25年）から62.6（平成28年）と減少していますが、全国値36.4と比べても高い傾向にあります。

本県の胃がんの早期診断割合（地域がん登録で臨床進行度が「限局」の割合。以下同じ。）は48.3%（平成25年）で、全国推計値（56.2%）と比べて低い傾向であることから、がん検診のより一層の推進が求められます。

胃がん検診の受診率は13.6%（平成27年度）となっています。また、精検受診率は80.4%（平成26年度）と目標値と比べて低く、目標値90%以上を達成しているのは25市町村中4市町村（16.0%）であることから、胃がんの早期診断割合を増加させるために、精検受診率の向上も重要です。

イ 大腸がん

人口動態統計によると、本県では、大腸がんの死亡率は54.0（平成25年）から58.5（平成28年）と増加しており、全国値40.1と比べても高い傾向にあります。

本県の大腸がんの早期診断割合は37.7%（平成25年）で、全国推計値（43.2

%)と比べて低い傾向であることから、がん検診のより一層の推進が求められます。

大腸がん検診の受診率は27.2%（平成27年度）となっています。また、精検受診率は71.0%（平成26年度）と目標値と比べて低く、精検受診率の目標値90%以上を達成している市町村はないことから、大腸がんの早期診断割合を増加させるために、精検受診率の向上も重要です。

ウ 肺がん

人口動態統計によると、本県では、肺がんの死亡率は66.4（平成25年）から76.2（平成28年）と大きく増加しており、全国値59.1と比べても高い傾向にあります。また、肺がんの5年相対生存率（秋田県地域がん登録2006-2008年）は32.4と、他のがんと比べて比較的低くなっています。

本県における喫煙率は近年低下傾向にありますが（喫煙率は男性33.9%、女性8.5%、平成28年）、特に男性では全国的に高く、喫煙率の低減及び受動喫煙の防止対策が急がれます。

エ 乳がん

人口動態統計によると、本県では、女性の乳がんの死亡率は20.1（平成25年から22.9（平成28年）と増加しており、全国値21.8と比べても高い傾向にあります。

本県の乳がんの早期診断割合は57.5%（平成25年）で、全国推計値（59.2%）と同等ですが、近年、罹患率が増加傾向にあることから、がん検診のより一層の推進が求められます。

乳がん検診の受診率は23.6%（平成25年度）です。精検受診率は84.7%（平成26年度）と目標値と比べて低く、目標値の90%以上を達成しているのは25市町村中6市町村（24.0%）であることから、乳がんの早期診断割合を増加させるために、精検受診率の向上も重要です。

オ 子宮がん

人口動態統計によると、本県では、女性の子宮がんの死亡率は9.5（平成25年）から12.0（平成28年）と増加しており、全国値9.9と比べても高い傾向にあります。

本県の子宮がんの早期診断割合は45.6%（平成25年）で、全国推計値（56.3%）と比べて低い傾向であることから、がん検診のより一層の推進が求められます。

子宮頸がん検診の受診率は23.0%（平成27年度）です。精検受診率は82.2%（平成26年度）と目標値と比べて低く、目標値90%以上を達成しているのは25

市町村中9市町村（36.0％）であることから、子宮頸がんの早期診断割合を増加させるために、精検受診率の向上も重要です。

〔取り組むべき施策〕

（１）受診率向上対策について

① がん検診における受診率のより正確な把握

県は、がん検診の受診率については、平成30年度から国において算定基準が改められることを契機に、より正確に全国との比較ができるように、これまでの年齢上限を定めない本県独自の算定方法から、部位ごとの検診開始年齢から69歳までの人口に基づき算定することとします。また、職域等におけるがん検診の受診状況も含めた県全体のがん検診受診率の把握に努めます。

② 効果的な受診率向上に向けた取組の推進

県は、がん検診の受診率を向上させるため、現在実施している受診者の自己負担額の無料化又は軽減にかかる対象年齢のあり方を評価し、受診対象者の明確化や、効果的な受診率向上のための方策を検討し実施します。また、市町村が実施するコールリコール及び精密検査受診勧奨を効果的にするため、その対象者の抽出について検討し、市町村に働きかけます。

市町村は、検診の受診手続の簡素化、効果的な受診勧奨、職域で受診機会のない者に対する受診体制の整備、受診対象者の名簿を活用した個別受診勧奨・再勧奨、かかりつけ医や薬局の薬剤師を通じた受診勧奨など、可能な事項から順次取組を進めます。

市町村や検診機関は、受診者に分かりやすくがん検診を説明するなど、受診者が、がん検診の意義及び必要性を適切に理解できるように努めます。

③ がん検診提供体制の充実等による利便性の向上

県は、市町村訪問や会議等の場を通じて、市町村が積極的にがん検診の充実に取り組むよう促します。また、がん検診受診体制の充実を図るため、老朽化している検診機器等の更新を計画的に進めるとともに、市町村、検診団体、地域医師会等が連携したより効率的かつ効果的な集団検診体制の構築に向けた検討を推進します。

④ がん検診の意義、必要性の啓発

県は、企業、マスコミ、市町村、患者団体や関係団体等からなる秋田県健康づくり県民運動推進協議会との連携により、がん検診の必要性や重要性に関する情報提供など、さらなる普及啓発を図ります。

また、がん検診の意義や対策型検診と人間ドックなどの任意型検診との違い、

がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあるなど、がん検診の特性についても理解を得られるよう普及啓発を進めます。

(2) がん検診の精度管理等について

① がん検診の実施方法の改善、精度管理の向上に向けた取組

県は、質の高いがん検診を実施するため、秋田県健康づくり審議会各がん部会において、市町村及び検診機関別の精度管理指標を定期的に評価し、その結果を公表するとともに、精度管理が一定基準以下にある場合は改善指導を行います。また、精度管理の向上に向けた取組を検討し、市町村及び検診機関に対して、全国がん検診実施状況データを活用した精度管理への参加を働きかけます。

市町村、検診機関は、がん検診の精度管理について、全国がん検診実施状況データを活用し、積極的な自己評価に努めます。

② 科学的根拠に基づいたがん検診の実施体制の整備

市町村は、科学的根拠に基づいた検診を実施し、国の指針によらないがん検診の見直しを行います。また、胃がん検診について、胃内視鏡検査による検診体制を整備します。

県は、がん検診の有効性や精度管理について市町村や検診機関の検診従事者を対象とした精度管理研修会を開催し、科学的根拠に基づくがん検診の実施を推進します。

検診機関は、がん検診指針を遵守した一次検診、二次検診（精検）を実施します。

県は、精検対象者が適切な精検を受けられる体制を整備するため、県医師会の協力のもと、がん種別精検機関の県民への周知に努めます。

また、県は、科学的根拠に基づくがん検診の実施や精検受診の必要性及び重要性について普及啓発を図ります。

(個別目標)

指 標	現状値		中間目標値	目標値
市町村が実施する がん検診の受診率 ※カッコ書は、年齢 上限を設けない場合 の受診率	H27	胃がん (13.6%) 20.3%	38.8%	50%
		肺がん (22.1%) 28.7%	42.1%	50%
		大腸がん (27.2%) 38.1%	45.6%	50%
		子宮がん (23.0%) 40.3%	46.3%	50%
		乳がん (23.6%) 45.9%	48.4%	50%
精密検査受診率	H26	胃がん 80.4%	85.2%	90%
		肺がん 76.7%	83.3%	90%
		大腸がん 71.0%	80.5%	90%
		子宮がん 82.2%	86.1%	90%
		乳がん 84.7%	87.3%	90%
技術・体制的指標、 プロセス指標を活 用したがん検診の 精度管理・事業評 価を実施	—	—	増加	25市町村
職域等において実 施するがん検診の 受診率	H26	胃がん 28.1%	増加	増加
		肺がん 13.0%	増加	増加
		大腸がん 20.8%	増加	増加
		子宮がん 10.9%	増加	増加
		乳がん 8.3%	増加	増加
年齢調整罹患率	H27	390.7	減少	減少
罹患者数	H27	10,736人	減少	減少
早期診断割合 ※調査中	—	胃 ●%	増加	増加
		肺 ●%	増加	増加
		大腸 ●%	増加	増加
		子宮 ●%	増加	増加
		乳 ●%	増加	増加

※ 子宮がん検診、乳がん検診は、国の指針により2年に1回の受診が推奨されている。

Ⅱ がん医療の充実

がん医療の質の向上及びそれぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化を図り、患者本位のがん医療を実現します。

1 がん医療体制及び各種治療の充実

(1) がん医療提供体制について

〔現状と課題〕

本県では、拠点病院等において、罹患者の多いがん（肺・胃・肝・大腸・乳）を中心に、手術療法、放射線療法、薬物療法等を効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）の提供等、がん患者の病態に応じた適切な治療・ケアの普及に努めてきました。

また、地域連携クリティカルパスの策定、リニアックなどの放射線治療機器の整備、がん相談支援センターの設置、院内がん登録の実施等に取り組み、県民が県内のどこにいても質の高いがん医療が等しく受けられるよう、がん医療の均てん化を進めてきたほか、県がん診療連携拠点病院である秋田大学医学部附属病院による院内がん登録等の解析から得られた県内拠点病院等の診療実績や罹患率・生存率などの詳細なデータ分析も行われてきました。

治療の高度化とニーズの多様化に伴い、患者やその家族に対して質の高い医療を提供し、きめ細やかに支援するため、がん看護専門看護師やがん関連認定看護師、放射線療法専門放射線技師、がん専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師など専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成を支援しています。しかし、放射線治療医、腫瘍内科医などの専門医は不足している状況にあり、さらに外科医の不足についても指摘されています。

全国的にみると、標準的治療の実施や相談支援の提供等、拠点病院等に求められている取組には施設間格差があることも指摘されています。

秋田県がん診療連携協議会が実施した「第3期秋田県がん対策推進計画に係わる患者及び医療従事者に対するアンケート調査」（以下「第3期計画アンケート調査」といいます。）による患者アンケートによると、計画策定時の受けた医療の評価は、100点満点中80～100点の患者の割合●%でした。

専門医不足感を感じると回答した医療者の割合●%で、がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成と適正配置が急務です。

計画策定時の医療従事者のコミュニケーションは、医師に意見できる看護師等その他の医療従事者（以下「医師以外の医療従事者」といいます。）の割合●%、医師以外の医療従事者の意見に耳を傾ける医師の割合●%と、医師と医師以外の医療従事者で意見の相違を認めました。医師以外の医療従事者に耳を傾けてもらったと回答した患者の割合●%、患者の話に耳を傾けて対応している

医師以外の医療従事者の割合●%でした。

(2) 各治療法について（手術療法、放射線療法、薬物療法及び免疫療法）

〔現状と課題〕

手術療法については、がんに対する質の高い手術を安全に提供するため、拠点病院等を中心に、適切な実施体制や専門的な知識及び技能を有する医師の配置が行われています。

また、秋田大学では、「次世代がん治療専門家養成プラン」による専門医の育成や、医療機器の新たな技術開発に取り組んできました。

一部の希少がんや難治性がん、小児がん、AYA世代のがん及び高度進行がんについては、標準的な治療が困難な場合があることから、国内でも対応可能な医療機関が偏在しており、今後は、医療提供体制を整備していくことが求められています。

放射線療法については、放射線療法に携わる専門的な知識と技能を有する医師をはじめとした医療従事者の配置や、リニアック等の機器整備等により、集学的治療を提供する体制の整備が行われてきました。

県内には、平成29年10月現在、放射線治療専門医6名（うち拠点病院等5名）、がん放射線療法認定看護師2名（同2名）、医学物理士1名（同1名）、放射治療専門放射線技師18名（同18名）の専門医療従事者がおりますが、特に放射線治療専門医の不足から、常勤医が未配置の拠点病院等もあります。

また、粒子線治療等の新たな医療技術の提供体制の整備は、全国的にも限られており、本県では整備されていません。高度な放射線療法の提供については、秋田大学医学部附属病院にIMRT（強度変調放射線治療）を行う機器が整備されていますが、さらに高精度なIGRT（画像誘導放射線治療）を行う体制にはなく、機器の精度管理や照射計画に携わる専門職の必要性が指摘されています。

放射線療法については、根治的な治療のみならず、痛み等の症状緩和にも効果があるものの、十分に活用されていないため、医療従事者に向けた知識の普及が必要との指摘もされています。

薬物療法については、拠点病院等を中心に、薬物療法部門の設置や外来薬物療法室の整備が進められ、専門的な知識を有する医師、看護師、薬剤師等の配置を行い、適切な服薬管理や副作用対策等が実施されております。

県内には、平成29年10月現在、がん薬物療法専門医4名（うち拠点病院等4名）、がん化学療法認定看護師11名（同10名）、がん薬物療法認定薬剤師14名（同12名）の専門医療従事者がおりますが、がん専門薬剤師は未配置となっています。

薬物療法が外来治療で実施されることが一般的となり、薬物療法を外来治療で受ける患者が増加していることから、拠点病院等の薬物療法部門では、薬物療法に関する十分な説明や、支持療法をはじめとした副作用対策、新規薬剤への対応等が求められています。

免疫療法については、科学的根拠を有する療法の研究開発が進み、「免疫チェックポイント阻害剤」等の免疫療法は、有力な治療選択肢の一つとなっています。

しかしながら、免疫療法と称しているものであっても、十分な科学的根拠を有する治療法とそうでない治療法があり、これらは明確に区別されるべきとの指摘がありますが、患者や家族にとっては、このような区別が困難な場合があり、免疫療法に関する適切な情報を得ることができる環境を整えていくことが求められています。

〔取り組むべき施策〕

① 拠点病院等を中心としたがん診療提供体制の強化、国の新たな拠点病院等の整備指針に基づく体制の整備

県は、がん医療提供体制について、これまで、拠点病院等を中心とした体制を整備してきました。今後も引き続き、標準的な手術療法、放射線療法、薬物療法、緩和ケア等の提供体制、がん相談支援センターの相談支援体制、院内がん登録及びがんサージカルボードの実施等、医療提供体制の均てん化について、拠点病院等を中心に進めます。

また、県は、より質の高いがん医療を実施するため、必要に応じて放射線療法や薬物療法の専門医と連携するなど、医療圏や病院の状況に合わせた医療提供体制を整備するとともに、放射線治療機器の整備については、一定の集約化も視野に入れて、計画的に進められるように支援を行います。

さらに、国が拠点病院等の指定要件の見直しに当たり検討を進めている医療安全、支持療法など、新たに追加する事項について適切に対応できるよう体制整備を進めます。

また、拠点病院等は、既存のITシステムを活用した遠隔病理診断を充実します。

② がん診療実績等の公表によるがん医療の見える化の推進

拠点病院等は、これまで、秋田大学医学部附属病院が蓄積してきた院内がん登録を活用したデータ解析手法を活用し、自院の診療実績等を解析し、評価・改善できる体制を整備します。

③ 実地調査等による相互評価の実施

県がん診療連携拠点病院である秋田大学医学部附属病院を中心とした拠点病院等は、秋田県がん診療連携協議会の「評価・改善部会」を中心に、自院の診療機能や診療実績などについて、相互に把握・評価し、改善に結びつける「PDCAサイクル」を推進します。

④ 専門性の高い医療体制の整備、人材育成

拠点病院等は、患者とその家族の抱える様々な負担や苦痛に対応し、安心して質の高いがん医療を提供できるよう、手術療法、放射線療法、薬物療法の各種医療チームの設置など体制整備を図り、各職種の専門性を活かした多職種でのチーム医療を推進します。

また、質の高い安全な放射線療法、薬物療法を実施するため、専門医、専門薬剤師・薬物療法認定薬剤師、専門看護師・認定看護師、放射線治療専門放射線技師、医学物理士など専門性の高い人材を活用するなど、患者の副作用・合併症やその他の苦痛に対して迅速かつ継続的に対応できる医療体制の整備を図ります。

さらに、術中術後誤嚥（ごえん）性肺炎等の合併症予防のために、歯科医師、歯科衛生士等との連携を図ることで、周術期口腔機能管理を推進します。

⑤ がん医療についての情報提供

県は、患者を始めとする県民に対し、放射線療法及び薬物療法を含むがん医療に関して、十分な情報提供を行い、患者が集学的治療についての知識を深め、適切な治療方法の選択をするための理解を促進します。

また、拠点病院等は、自院のがん相談支援センターによる来所、電話及びメールによる相談機能を強化するとともに、秋田県がん診療連携協議会ホームページを活用し、患者や家族に有用となる県内のがん医療についての情報提供を随時行うほか、各種広報媒体を活用した情報発信を促進します。

さらに、県及び拠点病院等は、免疫療法に関する正しい知識の普及啓発を実施します。

2 チーム医療の推進

〔現状と課題〕

拠点病院等は、患者とその家族が抱える様々な苦痛、悩み及び負担に応え、安全かつ安心で質の高いがん医療を提供するため、多職種によるチーム医療を推進し、集学的治療等の提供体制の整備、カンサーボードの実施、医科歯科連携、薬物療法における医療機関と薬局との連携、栄養サポートやリハビリテーションの推進など、多職種によるチーム医療を実施するための体制を整備してきました。

しかし、病院内の多職種連携については、医療機関ごとの体制や、がん治療を外来治療で受ける患者の増加による受療環境の変化によって、状況に応じた最適なチームを育成することや、発症から診断、入院治療、外来治療等のそれぞれの場面において、個々の患者の状況に応じたチーム医療を提供することが求められています。

〔取り組むべき施策〕

① キンサーボードによる多職種連携の強化

拠点病院等は、医療従事者間の連携をさらに強化するため、キンサーボードを定期的に開催し、多職種参加により、がんと初めて診断された患者の症例検討を進めます。

② 院内専門組織を活用したチーム医療の提供

拠点病院等は、院内の各専門チーム（緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等）により、患者に必要な治療やケアについて、それぞれの専門的な立場から議論を行い、在宅での療養も含めた患者が必要とする支援を行うための連携体制を整備します。

（個別目標）

指 標	現状値		中間目標値	目標値
放射線治療を行う 拠点病院等に、放 射線療法に携わる 専門的医療従事者 （放射線治療専門 医、放射線治療品 質管理士、放射線 治療専門放射線技 師など）を配置	H27	8 病院	10 病院	10 病院

拠点病院等に、化学療法に携わる専門的医療従事者（がん薬物療法専門医、がん薬物療法認定薬剤師など）を配置		10病院	12病院	12病院
がん患者の75歳未満年齢調整死亡率	H27	91.2	81.7	76.0
がん患者の死亡者数	H28	4,242	減少	減少
拠点病院等で治療を受けたがん患者の5年生存率	—	—	向上	向上
診療ガイドラインに基づく治療実施割合	—	—	増加	増加
悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定件数	H27	127,091	増加	増加
外来化学療法の実施件数	H28	3,567	増加	増加
放射線治療の実施件数	H28	17,720	増加	増加
術中迅速病理組織標本の作製件数	H27	—	増加	増加
病理組織標本の作製件数	H27	—	増加	増加
がんリハビリテーションの実施件数	H28	23,619 (12病院)	増加	増加
地域連携クリティカルパスに基づく診療計画策定等実施件数	H27	56	増加	増加
地域連携クリティカルパスに基づく診療提供等実施件数	H27	1,229	増加	増加
がん診療連携拠点病院数	H29	6病院	6病院	6病院
認定看護師が配置されている拠点病院の割合	H28	100%	100%	100%
専門・認定薬剤師が配置されている拠点	H28	確認中	80%	100%

病院の割合				
放射線療法・薬物療法・リハビリテーション専門医が配置されている拠点病院の割合	H28	確認中	80%	100%
地域がん診療病院数	H29	3 病院	4 病院	4 病院
がんリハビリテーション実施医療機関数	H27	2 2	増加	増加
受けた医療の評価	H29	●% (「80～100点」の割合) (調査中)	5ポイント増加	10ポイント増加
進行度別5年相対生存率	H18-H20	胃がん 全体 66.9% 限局 97.1% 所属リンパ節転移 60.1% 浸潤 27.0% 遠隔転移 11.6% 肺がん 全体 32.4% 限局 78.0% 所属リンパ節転移 30.4% 浸潤 19.5% 遠隔転移 8.7% 大腸がん 全体 68.0% 限局 94.2% 所属リンパ節転移 73.3% 浸潤 50.5% 遠隔転移 30.5% 子宮がん 全体 75.0% 限局 93.3% 所属リンパ節転移 43.8% 浸潤 69.9% 遠隔転移 18.3% 乳がん (女性)	現状値より改善	中間目標値より改善

		全体	88.7%		
		限局	97.4%		
		所属リンパ節転移			
			89.8%		
		浸潤	64.6%		
		遠隔転移	36.6%		
主治療カバー率 (上皮内がんを除く)	H24	胃がん	53.3%	増加	60%
		肺がん	51.8%	増加	65%
		大腸がん	48.9%	増加	60%
		肝がん	40.7%	増加	55%
		子宮がん	67.3%	増加	増加
		乳がん	62.3%	増加	75%

3 がんのリハビリテーションの推進

〔現状と課題〕

がん治療の影響や病状の進行により、患者の嚥下（えんげ）や呼吸運動等の日常生活動作に障害が生じ、著しく生活の質が低下することが見られることから、がん領域でのリハビリテーションの重要性が指摘されています。

また、がん患者のリハビリテーションにおいては、機能回復や機能維持のみならず、社会復帰という観点も踏まえ、リハビリテーションが必要となる場合もあります。

県内の拠点病院等では、がんリハビリテーションを実施できる体制にあり、平成27年では23,619件実施（がんリハビリテーション料の算定数）されています。

また、がん患者の社会復帰を支援するため、地域連携クリティカルパスの活用により、医療機関相互の連携体制の構築を図っています。

がん種別に見ると、胃がん患者については、胃切除術後の食事や体重減少に乳がん、子宮がん、卵巣がん、大腸がん等の患者については、リンパ浮腫による症状に苦悩している者が多く、手術に関連した後遺症も大きな問題となっています。

しかし、リンパ浮腫に対応したケアを実践している病院は限られています。

〔取り組むべき施策〕

① がんリハビリテーション提供体制の整備

拠点病院等は、がん患者の生活の質（以下「QOL」といいます。）の維持向上を目的として、運動機能の改善や生活機能の低下予防に資するよう、がん患者に対する質の高いリハビリテーション提供体制の整備に努めます。

② リンパ浮腫ケアの実施

拠点病院等は、がん治療の影響などによる後遺症について、がん患者の相談に対応できる体制整備に努めます。特に、リンパ浮腫については、医療従事者は患者に対して、リンパ浮腫の正しい知識について十分な説明を行うとともに、適切なセルフケアの指導や相談支援を行うよう努めます。

4 希少がん（我が国に多い5部位のがん以外のがん）

※比較的少ないがん：11部位のがん（食道、胆のう・胆管、膵臓、皮膚、子宮、卵巣、前立腺、膀胱、脳・中枢神経系、悪性リンパ腫、白血病）

〔現状と課題〕

拠点病院等における、初回治療の主治療カバー率（※）は、膵がん36.3％～子宮がん78.3％と差異を認めました。特に胆のう・胆管がん（43.7％）、膵がん（36.3％）、脳腫瘍（中枢神経系を含む。）（49.0％）では、主治療カバー率は50％未満で低い傾向でした。これら医療機関における主治療カバー率をさらに向上し、県民が標準的ながん医療を受けられる体制の構築、さらには治療施設の一定の集約化などの検討が急がれます。

（※）主治療カバー率：
$$\frac{\text{当該治療機関における治療件数（上皮内がんを除く）} \times 100}{\text{秋田県の罹患数（上皮内がんを除く）}}$$

〔取り組むべき施策〕

① 情報提供及び相談支援体制の整備

拠点病院等は、がん相談支援センターにおける比較的少ないがんの情報提供及び相談支援を強化します。

秋田大学医学部附属病院は、「施設別がん登録件数検索システム」を活用し、がん種別に一定の診療経験のある施設の情報提供に努めます。

5 小児がん・AYA世代のがん、高齢者のがん対策

がんは、小児及びAYA世代の病死の主な原因の1つです。平成27年の地域がん登録によると、本県では20歳未満で●人が、20歳から39歳までで●人ががんに罹患しています。この世代では多種多様ながん種を多く含むことや、成長発達の過程においても、乳幼児から小児期、活動性の高い思春期・若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症することから、成人がんとは異なる対策が求められます。特に、小児がんについては、臨床研究の推進により治癒率は向上しているものの、依然として難治症例も存在することから、十分な診療体制の構築とともに診断時から晩期合併症への対応が必要です。

高齢者のがん対策については、特に、75歳以上の高齢者が対象となるような臨床研究は限られているため、現在、こうしたがん患者に提供すべき医療のあり方についての検討が求められています。

(1) 小児がん・AYA世代のがんについて

〔現状と課題〕

小児がんについては、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指して、十分な経験と支援体制を有する医療機関を中心に、全国に15か所の小児がん拠点病院及び2か所の小児がん中央機関が整備されており、東北ブロックでは、東北大学病院が指定を受け、診療の一部集約化と同病院を中心とした診療体制の構築が進められてきました。

AYA世代に発症するがんについては、その診療体制が定まっておらず、また、小児と成人領域の間で患者が適切な治療を受けられない恐れや、他の世代に比べて患者数が少なく、罹患しているがん腫が多様であることから、医療従事者に、診療や相談支援の経験が蓄積されにくいという課題があります。また、AYA世代は、年代によって、就学、就労、妊娠・出産等の抱えている状況が異なり、また、これらに対応した患者視点での教育・就労・生殖機能の温存等に関する情報・相談体制等が十分ではありません。また、患者の心理社会的状況も様々であるため、個々のAYA世代がん患者の状況に応じた多様なニーズに対応できるよう、情報提供、支援体制及び診療体制の整備等が求められています。

本県の拠点病院等における、初回治療の主治療カバー率は、小児がん55.6%、AYA世代のがん64.1%でした。

小児がんでは、主に、秋田大学医学部附属病院と中通総合病院における小児がん治療の集約化や、東北大学病院との連携により治療が行われています。AYA世代のがんでは、悪性リンパ腫や白血病の治療が小児科や内科で行われていますが、その治療内容は診療科によって異なり、AYA世代では診療科に

よる生存率の差の可能性が示唆されています。本県では、AYA世代の悪性リンパ腫や白血病の治療について、小児科及び血液内科で、小児科プロトコール（治療計画）による治療内容の統一が進められています。

また、小児及びAYA世代のがん患者の医療体制では、長期フォローアップも重要な要素の一つであることから、その実態の把握とさらなる支援体制の充実が必要です。

〔取り組むべき施策〕

① 小児がん拠点病院との連携

県及び拠点病院等は、国が指定した小児がん拠点病院と連携を図りながら、小児がん患者や家族が住み慣れた地域で、適切な治療が受けられるような環境の整備を図ります。また、療養中の児童生徒の教育について、適切な対応がされるよう、教育委員会、医療機関との連携を図ります。

秋田県がん診療連携協議会は、小児期及びAYA世代のがんの治療をしている医療機関から患者の療養経過の実態及び課題について情報の提供を受け、拠点病院等で共有します。また、小児及びAYA世代のがん患者について、小児科から成人診療科への受診の移行が円滑に遂行されるよう、両科の連携強化に努めます。

② 小児及びAYA世代のがんの情報提供及び相談支援体制の整備

拠点病院等は、ライフステージや多様なニーズに応じて、適切な支援が受けられるよう、がん相談支援センターにおける小児及びAYA世代のがん患者の教育・就労・妊娠・出産等生殖機能の温存等に関する情報・相談体制等を整備します。

秋田県がん診療連携協議会は、緩和ケアに従事する医療従事者が、小児・AYA世代のがん医療に携わる診療従事者と問題点や診療方針等を共有できるようにすること、入院中だけでなく外来や在宅においても連携できるようにすることを目的として、小児・AYA世代のがん患者に対する緩和ケア提供体制の整備や在宅療養環境の整備を進めます。

（2）高齢者のがんについて

〔現状と課題〕

本県は、人口の高齢化が全国で最も急速に進んでおり、平成37（2025）年には、65歳以上の高齢者の数が35.3万人（全人口の39.5%）に達すると推計されています。また、今後、がん患者に占める高齢者の割合が増えることから、高齢がん患者へのケアの必要性が増すと考えられます。

高齢者のがんについては、全身の状態が不良であることや併存疾患があるこ

と等により、標準的治療の適応とならない場合や、主治医によって標準的治療を提供すべきでない判断される場合等がありますが、現状の診療ガイドライン等において、明確な判断基準は示されていません。また、特に75歳以上の高齢者が対象となるような臨床研究は限られているため、こうしたがん患者に提供すべき医療のあり方についての検討が求められています。

75歳以上の高齢者のがんについては、本県では、全がん罹患者数のうち、75歳以上の罹患者の占める割合は●%です（平成27年）。

高齢者のがん患者に対するがん医療では、身体への負担が比較的少ない放射線治療が有効とされていることから、拠点病院等では不足している放射線治療専門医の育成と適正配置を連携して進めていく必要があります。

〔取り組むべき施策〕

① QOLを踏まえた高齢者に適したがん医療の提供

高齢がん患者に対しては、身体への負担が少ない放射線治療が重要であることから、拠点病院等は、本県で不足している放射線治療専門医の育成と適正配置を推進します。

拠点病院等のがん相談支援センターは、高齢がん患者が抱える相続、遺言、成年後見人等の複雑化する生活に関する問題に対して、関係機関との連携により、これら相談支援に取り組みます。

（個別目標）

指 標	現状値		中間目標値	目標値
主治療カバー率 (上皮内がんを除く)	H24	小児がん 55.6% AYA世代のがん 64.1%	増加	増加

6 がん登録とモニタリング体制の充実

〔現状と課題〕

がんの罹患者数や罹患率、生存率、治療効果の把握など、がん対策の基礎となるデータを得ることにより、科学的根拠に基づいたがん対策や質の高いがん医療を提供するため、また、県民や患者への情報提供を通じてがんに対する理解を深めるためにもがん登録は必要です。

県ではこれまで、県内全てのがんの罹患、転帰その他の情報を把握する「地域がん登録」を実施してきたほか、拠点病院等を中心に医療機関内のがんに関するデータを把握する「院内がん登録」を活用した調査研究を行ってきました。

また、平成28年1月からは、「がん登録等の推進に関する法律」に基づいた「全国がん登録」が開始され、本県では平成29年1月現在で、69病院、181診療所が登録施設として県を通じて国に本県のがん登録情報を報告しており、今後、がん登録を活用したがん対策が一層進められることとなります。

県では、このほか、拠点病院等に対する現況報告、健康づくりに関する調査、県民栄養・健康調査などを継続実施しています。また、主観指標関連データを収集するために、患者・家族に対する調査と医療従事者に対する調査を平成29年度に実施しました。これら既存のデータを活用し、患者・県民に分かりやすい形にして情報発信していくことが課題です。

〔取り組むべき施策〕

① がん登録の人材育成

がん登録の実施に当たっては、医師の協力及びがん登録の実務を担う人材の育成が必要であることから、県は、拠点病院等以外のがん診療を行う医療機関についても、国立がん研究センターが実施する研修への参加を促します。

② がん登録の質の向上

県は、全国がん登録を実施する医療機関数を増やし、がん登録の制度の向上を図ります。

③ 全国がん登録等を活用したがん対策の実施、県民への情報提供

県は、全国がん登録のデータ及びその解析結果等から得られる地域のがんの罹患情報や病院別ごとの診療情報については、できるだけ分かりやすい形で県民、患者、医療従事者、行政担当者、研究者に広く提供していくとともに、がん対策のための評価や拠点病院等の診療機能強化のために積極的な活用を図ります。

また、県は、秋田県地域がん登録事業による生存率解析や拠点病院等に対す

る現況報告（年１回）を引き続き実施します。

県及び秋田県がん診療連携協議会は、本計画を評価するために、患者・家族に対する調査と医療従事者に対する調査を、中間年度と最終年度に実施するとともに、既存資料を分析し、本計画の現状・進捗把握や評価を行います。

④ 院内がん登録に基づくがん診療実績等の公表

県及び秋田県がん診療連携協議会、秋田県総合保健事業団は、がん登録情報を中心とした様々ながん情報を引き続き積極的に公表します。県は、患者関係者を含む県民にこれら情報が行き渡るよう、サイト構築など、患者・県民に分かりやすい情報を発信します。

（個別目標）

指 標	現状値		中間目標値	目標値
地域がん登録データの活用申請数（累計）	H28	30件	60件	90件
対策の企画と評価の事例	—	—	●件	●件

Ⅲ がんとの共生

法の基本理念に掲げられた「がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること」を実現するため、本計画においては、「がんとの共生」を全体目標に掲げ、がん患者が尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を目指します。

1 がんと診断されたときからの緩和ケアの実施

緩和ケアとは、身体的・精神心理的・社会的苦痛等の「全人的な苦痛」への対応（全人的なケア）を診断時から行うことを通じて、患者とその家族のQOLの向上を目指すものです。

本県では、全ての拠点病院等において、緩和ケアチームや緩和ケア外来等の専門部門が整備されるとともに、がん診療に携わる医療従事者に対して、基本的な緩和ケアの知識と技術を習得させるための緩和ケア研修会が開催されています。また、拠点病院等以外の一部病院に緩和ケアチームが整備されておりますが、がん診療を行っている病院全てには整備されていない状況です。

在宅での緩和ケアは、一部の医療機関が訪問看護ステーションや調剤薬局と連携して対応していますが、地域により対応可能な施設やケアにはばらつきがあります。

このため、引き続き、患者とその家族の状況に応じて、がんと診断されたときから身体的・精神心理的・社会的苦痛等に対する適切な緩和ケアを、患者の療養の場所を問わず提供できる体制を整備していく必要があります。また、緩和ケアが、がん治療に伴う副作用・合併症・後遺症に対する支持療法と併せて提供されることで、苦痛が迅速かつ十分に緩和されるような体制とする必要があります。

(1) 緩和ケアの提供について

〔現状と課題〕

緩和ケアの対象者は患者のみならず、その家族や遺族も含まれています。

これまで、重点的に取り組むべき事項として、「がんと診断されたときからの緩和ケアの実施」を掲げ、拠点病院等における緩和ケアチームや緩和ケア外来の整備、緩和ケア研修会の開催、緩和ケアに携わる医療従事者に対する実践的な研修等に取り組んできました。

また、県内の緩和ケア病棟は、秋田市に1病院（34床）、大仙市に1病院（13床）が整備されていますが、前計画で目標とした県北地区への整備は進ん

でいません。

緩和ケアが「がんと診断されたときから」実施できるように、日常のがん診療に緩和ケアを組み込んでいくとともに、診断、治療、在宅医療など、様々な場面において切れ目なく実施されるよう、地域と連携した緩和ケア提供体制の整備が必要です。

また、第3期計画アンケート調査によると、からだの苦痛ありの患者割合は●%、気持ちがつらい患者の割合は●%でした。拠点病院等では、身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的苦痛などのスクリーニングを外来及び病棟において診断時から行っていますが、75%以上の患者に苦痛の評価を実施している医療者の割合が●%であることから、苦痛のスクリーニングをより充実することが重要です。

〔取り組むべき施策〕

① 緩和ケアを組み入れたがん診療体制の整備・充実

拠点病院等は、引き続き、患者とその家族が抱える様々な苦痛に対する全人的なケアを診断時から提供し、確実に緩和ケアを受けられるよう、がん診療に緩和ケアを組み入れた体制を充実していくこととし、精神心理的苦痛を含む苦痛のスクリーニングを診断時から行い、以降は、定期的に確認し、迅速に対処します。

② 院内医療従事者の連携

拠点病院等を中心としたがん診療に携わる医療機関は、精神腫瘍医をはじめ、薬剤師、がん看護の専門看護師・認定看護師、社会福祉士、臨床心理士等の配置により、緩和ケアチームや緩和ケア外来の診療機能の向上を図るとともに、院内全ての医療従事者間の連携を診断時から確保します。また、緩和ケアチーム等の症状緩和の専門家に迅速につなぐ過程を明確にし、医療従事者から積極的な働きかけを行うなど、緩和ケアに対するアクセスを改善し、いつでも適切に相談や支援を受けられる実効性のある体制づくりを進めます。

③ コーディネイト機能や緩和ケアセンター機能の強化

拠点病院等の連携を強化し、緩和ケアの機能を十分に発揮できるようにするため、院内コーディネート機能や、秋田大学医学部附属病院に設置されている「緩和ケアセンター」機能を強化します。また、その他の拠点病院等でも、院内体制を整備し、緩和ケアの質の評価・改善に努めます。

県及び秋田県がん診療連携協議会は、緩和ケアの質の評価に向けて、拠点病院等による相互評価体制の導入を進めます。

④ 拠点病院等以外の病院や在宅における緩和ケア提供体制の充実

拠点病院等の緩和ケアチームは、他の医療機関との相互連携による患者及び家族の利便性を重視した緩和医療を提供します。また、拠点病院等以外の病院における緩和ケアの実態や患者のニーズを把握し、拠点病院等以外の病院においても、患者と家族のQOLの向上を図るため、医師に対する緩和ケア研修会等を通じて、緩和ケアの提供体制を充実させます。

県は、患者が地域において切れ目なく緩和ケアを受けられるよう、在宅緩和ケアを提供できる医療機関との連携体制の整備を進めるとともに、急変した患者や医療ニーズの高い要介護者の受入れ体制の整備を目指します。

拠点病院等の緩和ケアチームは、緩和ケアの窓口となって、他の医療機関の緩和ケアを支援します。また、地域ごとに地域緩和ケア連携のための組織を設置し、患者及び家族の利便性を重視した緩和医療の提供を進めます。

⑤ 緩和ケア病棟・病床の設置

県は、地域的な充足状況や今後の需給見通しなどを踏まえ、拠点病院等において、緩和ケア病棟の設置又は緩和ケア病床の確保がされるよう働きかけます。

(2) 緩和ケア研修会について

〔現状と課題〕

前計画では、がん診療に携わる医師及び医師以外の医療従事者が基本的な緩和ケアに関する知識と技術を習得するため、がん診療に携わる全ての医師と、医師以外の医療従事者1,500人が緩和ケア研修会を修了することを目標としてきました。平成28年度末までに医師1,154人、医師以外の医療従事者1,193人が修了しています。また、より質の高い緩和ケアを実施するため、拠点病院等や訪問診療を行っている診療所、訪問看護ステーションでの実践研修も行われており、平成28年度末までに262人が修了しています。

特に、拠点病院等においては、がん患者の主治医や担当医の研修受講率を9割以上とするよう国から求められております。本県の受講率は、平成29年6月末時点で91.6%と達成しているものの、より一層の受講促進が求められます。

なお、初期臨床研修2年目から初期臨床研修後3年目までの全ての医師が研修会を受講することとされていますが、受講率は90.9%となっております。

緩和ケア研修会を企画・指導する医師については、国立がん研究センター又は日本緩和医療学会主催の指導者研修会修了医師が、33名から42名に増加しています。

研修会の内容や形式については、患者の視点や遺族調査等の結果を取り入れること、主治医と専門的な緩和ケア部門との連携方法をプログラムに入れること及び地域の医師も受講しやすいよう利便性を改善することが求められています。

す。また、がん患者の家族、遺族等に対するグリーフケアについても、研修会を通じて充実を図ることが求められています。

〔取り組むべき施策〕

① 緩和ケアを実践できる人材の育成

県内のどこでも緩和ケアを適切に提供していくためには、がん診療に携わる全ての医師が緩和ケアの重要性を認識する必要があることから、拠点病院等は、拠点病院等以外の医療機関を対象として、研修会の受講状況を把握し、積極的に受講勧奨を行うことを通じて、基本的な緩和ケアを実践できる人材の育成に取り組めます。特に、拠点病院等でがん診療に携わる全ての医師が研修を修了することを目指します。また、研修内容の更なる充実を図り、医師以外の医療従事者の緩和ケア研修会への参加を推進します。

県は、より専門性の高い緩和ケアを実践できる人材を育成するため、拠点病院等の緩和ケアチームの医師、看護師等を対象とした、緩和ケア病棟、訪問診療を行っている診療所等における実践研修を行います。

拠点病院等は、拠点病院等以外の医療機関においても緩和ケアが実施されるよう、主治医が自ら緩和ケアを実施する場合の方法、緩和ケアチームへのつながり方、コミュニケーションスキル等について、患者や家族の視点を取り入れた内容の研修会を開催します。

② 患者家族、遺族等に対するグリーフケアについての理解の促進

県は、国が検討を進めている、がん患者の家族、遺族等に対するグリーフケアの提供のための研修プログラム策定に合わせ、必要に応じて「秋田県単位型緩和ケア研修会実施要領」を改正します。

(3) 普及啓発について

〔現状と課題〕

がんと診断されたときらの緩和ケアの推進については、拠点病院等を中心に一定の成果を上げていますが、緩和ケアについては、いまだに終末期のケアであるという誤解や医療用麻薬に対する誤解があることなど、その意義や必要性について、患者・医療従事者を含む県民に十分周知されていない状況にあります。

〔取り組むべき施策〕

① 緩和ケアに対する正しい知識の普及啓発

県及び秋田県がん診療連携協議会は、患者とその家族が、痛みやつらさを感じることなく過ごすことができる社会を構築するため、県民や医療従事者に対

して、緩和ケアは終末期だけではなく、がんと診断されたときから必要であることなど、緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発を図ります。

② 医療用麻薬に関する適切な啓発、適正使用の推進

県及び秋田県がん診療連携協議会は、県民に対し、医療用麻薬に関する正しい情報を提供するとともに、医療用麻薬等の適正使用を推進します。がん診療に携わる医療機関は、地域の医療従事者に対し、在宅緩和ケアにおける適切な医療用麻薬の利用について助言します。

(個別目標)

指 標		現状値		中間目標値	目標値
緩和ケア 研修会修 了者数	医師	H28	1,154人	増加	がん医療に携わる 全ての医師
	医師 以外		1,193人	1,350人	1,500人
2次医療圏ごとに、 緩和ケアチームを 設置している医療 機関を複数箇所整 備		H26	3医療圏	4医療圏	4医療圏
がん患者の在宅死 亡割合（介護老人 保健施設、老人ホ ーム、自宅）		H27	7.2%	増加	増加
がん患者の死亡数		H28	4,242人	減少	減少
がん患者指導の実施 件数		H27	2,145件	増加	増加
入院緩和ケアの実施 件数		H27	109件	増加	増加
外来緩和ケアの実施 件数		H27	483件	増加	増加
がん性疼痛緩和の実 施件数		H27	5,184件	増加	増加
末期のがん患者に対 して在宅医療を提供 する医療機関数		H29	73件	増加	増加
麻薬小売業免許取得 薬局数		H28	463件	増加	増加
相談支援センターを		H28	11病院	14病院	14病院

設置している医療機関数				
緩和ケア病棟を有する医療機関数	H29	県北 0施設 県央 1施設 県南 1施設	増加	県北 1施設 県央 2施設 県南 1施設
緩和ケアチームのある医療機関数	H29	14病院	15病院	15病院
外来緩和ケア実施医療機関数	H29	12病院	14病院	14病院
からだの苦痛ありの患者の割合	H29	●% (調査中)	減少	減少
気持ちがつらい患者の割合	H29	●% (調査中)	減少	減少

2 相談支援・情報提供

医療技術や情報端末が進歩し、患者の療養生活が多様化する中で、拠点病院等のがん相談支援センターを中心として、患者とその家族のみならず、医療従事者が抱く治療上の疑問や、精神心理的・社会的な悩みに対応していくことが求められています。また、がんに関する多くの情報の中から、患者と家族が適切な情報（治療を受けられる医療機関、がんの症状・治療・費用、民間団体や患者団体等の活動等）を選択できる環境を整備していくことが求められています。

(1) 相談支援について

〔現状と課題〕

医療技術の進歩やメディアの多様化に伴い、多くの情報の中から、がんに関する正しい情報及び患者やその家族等のニーズに合った情報を、がん患者の立場に立って、提供していく必要があります。

拠点病院等のがん相談支援センターは、患者や家族のがんに関する不安や疑問に対応するため、自院の患者だけでなく、他院の患者や医療機関からの相談にも応じており、秋田県がん診療連携協議会によるがん相談支援センターの周知や相談員の資質向上に向けた取り組みも活発化しています。しかし、病院によって体制や相談件数に大きな差が見られることから、その存在を、患者を含めた県民に十分周知する必要があります。最近では、就労や治療に伴う外見の変化（アピアランス）に関する問題など相談内容が多様化しており、患者や家族のニーズに沿った体制整備が求められています。

第3期計画アンケート調査によると、何らかの支援によって心配や悩みが軽減された患者の割合は●%でした。「がん相談支援センター（又はがんについての相談窓口）を利用して、欲しいと思った情報や希望に沿った支援が得られた」と回答した患者の割合は●%でしたが、「がん相談支援センター（又はがんについての相談窓口）を利用したことがある」と回答した患者の割合は●%のみで、低い傾向でした。

がん患者にとって、同じような経験を持つ者による相談支援や情報提供及び患者同士の体験共有ができる場の存在は重要です。患者団体や拠点病院等が主体となって、がんサロンが開設されていますが、開設されている地域や対象となるがんの部位などが限られており、全県的な広がりはまだ見られません。また、県では、秋田県がん患者団体連絡協議会の行うピア・サポート研修に助成し、ピア・サポーターの養成を支援していますが、ピア・サポーターが継続して活動できる場が少ないことが課題となっています。

〔取り組むべき施策〕

① がん相談支援センターの周知、利用促進

がん患者やその家族が、治療の早期からがん相談支援センターの存在を認識し、必要に応じて確実に支援を受けられるようにするため、拠点病院等は、がん相談支援センターの目的と利用方法を院内に周知すること、主治医等の医療従事者が、診断早期に患者や家族へがん相談支援センターを説明することなど、院内のがん相談支援センターの利用を促進する取り組みを進めます。

拠点病院等は、がん患者ごとにがん相談支援センターの担当者を決めるなど、がん患者及びその家族を切れ目なく支援する体制を構築します

また、がん患者及びその家族が能動的に適切で質の高い情報が受けられるよう、拠点病院等は、院内図書の実、インターネット端末等の整備に取り組むほか、県は、公立図書館等と連携した情報提供に努めます。

② 相談支援の質の向上・格差の解消

秋田県がん診療連携協議会及び拠点病院等は、がん相談支援センターの院内・院外への広報、拠点病院等のネットワークを通じて、相談者から、相談支援全般についての評価を得る取組を実施します。また、PDCAサイクルにより、相談支援の質の向上と格差の解消を図ります。

③ がんサロン活動の推進

県は、県内のどこでも、がん患者やその家族等が集い、心の悩みや体験等を率直に語り合う場づくりとして、患者団体や拠点病院等によるがんサロンの実施とサロン間のネットワークの構築を推進します。

④ ピア・サポート相談体制の充実

県は、がん患者にとって、がん経験者による相談支援や情報提供、患者同士の体験共有ができる場の存在は重要であることから、がん患者・がん経験者との協働を進め、ピアサポートを更に充実するよう努めます。

(2) 情報提供について

〔現状と課題〕

がんに関する情報を、インターネットやソーシャルネットワークサービス(SNS)等により得ている者が特に若い世代で多くなっています。

しかしながら、がんに関する情報の中には、科学的根拠に基づいていないといえない情報が含まれていることがあり、正しい情報を得ることが困難な場合があります。

また、コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていな

い者に対して、音声資料や点字による資料等の普及や周知が不十分である場合があります。

〔取り組むべき施策〕

① 科学的根拠に基づくがんに関する正しい情報提供

県及び関係機関は、患者・家族のニーズが多様化している中、必要とする最新の情報を正しく提供するとともに、きめ細やかに対応するため、様々なメディアを活用して、より効果的な情報提供の推進を図ります。

② 障害者、外国人などコミュニケーションに配慮が必要な県民の情報アクセスの確保

県及び関係機関は、障害等の関係でコミュニケーションに配慮が必要な者や日本語を母国語としていない者の情報へのアクセスを確保するため、音声資料や点字による資料等の普及に努めます。

(個別目標)

指 標		現状値		中間目標値	目標値
がんサロ ンを開催	拠点 病院等	H29	11か所	12か所	12か所
	患者 団体	H29	10か所	12か所	12か所
がん相談支援センタ ーに、がん患者・経 験者の協力を得て、 ピアサポート相談体 制を整備		H27	1病院	12病院	12病院
「がんと診断されたこ とによる心配や悩み は、何らかの支援に よって現在は軽減さ れた」と回答した患者 の割合		H29	●% (調査中)	増加	増加
「がん相談支援セン ター(又はがんの相 談窓口)を利用したこ とがある」と回答した 患者の割合		H29	●% (調査中)	増加	増加

3 地域との連携に基づくがん対策・がん患者支援

がん患者がいつでもどこにいても、安心して生活し、尊厳を持って自分らしく生きることのできる地域社会を実現するためには、関係機関・団体等との連携を強化し、積極的な患者・家族支援を実践することが必要です。

全ての県民ががんという病気を理解し、予防や検診受診を実践し、さらに、がん医療提供体制の整備を進めることによって、地域における「がんとの共生社会」を実現させることが重要です。

(1) 拠点病院等と地域との連携について

〔現状と課題〕

拠点病院等においては、地域の訪問診療を行う診療所・病院等との合同カンファレンスや研修会を開催するなど、切れ目のないがん医療を提供するための体制整備を進めています。

また、秋田県がん診療連携協議会により、拠点病院等が地域の医療機関と連携してがん医療を提供するためのツールとなる「地域連携クリティカルパス」が整備されていますが、その運用は、それぞれの拠点病院等に任されており、運用の状況に差があります。

在宅医療・介護サービスについては、がん患者の間でもそのニーズが高まっていますが、例えば、本県におけるがん患者の自宅での死亡率は●%と全国平均●%よりも大きく下回っています。

生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる体制を構築することにより、住み慣れた場で自分らしい生活を送ることのできる地域社会の実現が求められますが、在宅療養に必要な医療資源が限られているのが現状です。

医療機関においては、在宅療養を希望する患者に対し、患者とその家族に十分に説明した上で、円滑に切れ目なく在宅医療・介護サービスへ移行できるよう適切に対応することが必要です。

在宅医療を進めていくためには、各地域において、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護サービス提供者等が連携して取り組んでいく必要がありますが、関係する職種による連携は十分とは言えません。

〔取り組むべき施策〕

① 切れ目のない医療・ケアの提供と質の向上

県及び関係機関は、切れ目のない医療・ケアの提供とその質の向上を図るため、地域の実情に応じて、かかりつけ医が拠点病院等において医療に早期から関与する体制づくりを進めます。

拠点病院等は、緩和ケアについて定期的に検討する場を設け、緊急時の受入れ体制、地域での困難事例への対応について協議すること等によって、地域に

おける患者支援の充実を図ります。

② 地域連携クリティカルパスの利用促進

秋田県がん診療連携協議会は、拠点病院等と地域の関係者等との連携を図るため、がん医療に携わる医療従事者の役割を明確にした上で、多職種連携を推進するとともに、患者側の視点に立った「地域連携クリティカルパス」の利用を促進します。

(2) 在宅緩和ケアについて

〔現状と課題〕

在宅で療養生活を送るがん患者にとって、症状の増悪等の緊急時において、入院可能な病床が確保されていることは安心につながります。

秋田県がん診療連携協議会では、二次医療圏ごとに在宅緩和ケアを提供できる医療機関をマップとして取りまとめ、公表しておりますが、受入れ体制は、十分整備されているとはいえません。

〔取り組むべき施策〕

① 在宅療養支援診療所・病院、薬局、訪問看護ステーション等の医療・介護従事者への緩和ケア研修の実施

県及び拠点病院等は、在宅緩和ケアや、相談支援・情報提供を行うために、在宅療養支援診療所・病院、薬局、訪問看護ステーション等の医療・介護従事者が、拠点病院等が実施する緩和ケア研修や県が実施する緩和ケア実践研修を受講できる体制整備に努めます。

4 がん患者等の就労を含めた社会的な問題

がん患者には、身体的、精神心理的な苦痛のみならず、社会的な苦痛があることから、前計画では、重点的に取り組むべき課題として、「働く世代へのがん対策の充実」を掲げ、働く世代に対して、就労支援に関する対策に取り組んできました。しかし、県が実施した「秋田県がん患者等就労実態調査（平成27年）」（以下「県就労実態調査といます。」）において、がん患者が働き続けることを難しくさせている理由として、仕事を代わってくれる人がいないことや、休むと収入が減ってしまうこと、治療と仕事の両立が体力的・精神的に困難なことなどが挙げられています。

また、がん患者が、がんと共に生きていくためには、就労支援のみならず、治療に伴う外見の変化（アピアランス）、生殖機能の喪失といった社会的な課題への対策が求められています。

（１）就労支援について

本県の地域がん登録による年齢別がん罹患者数データによれば、平成27年において、がん患者の約４割は、20歳から69歳までの年齢でがんに罹患しています。また、平成22年において、20歳から69歳までのがんの罹患者数は約3,900人でしたが、平成27年における20歳から69歳までの罹患者数は、約4,500人に増加しており、就労可能年齢でがんに罹患している者の数は増加しています。

また、本県の全がんの５年相対生存率は、62.3％（平成18年～平成20年）となっており、がん患者が働きながらがん治療を受けられる可能性が高まっています。

このため、がん患者の離職防止や再就職のための就労支援を充実させていくことが強く求められています。

① 医療機関等における就労支援について

〔現状と課題〕

拠点病院等では、専門的な就労相談に対応するため、がん相談支援センターを中心に体制整備を図ってきました。

県就労実態調査では、がんと診断された後の仕事の状況の変化について、回答者525人中40人（7.6％）が依願退職又は解雇されたと回答しており、がん患者の離職防止を支援していくことが必要です。

県就労実態調査によると、治療と仕事や生活を両立する上で困難であったこととして、「治療費が高い」、「収入が減る」といった経済的な理由とともに、「体調や後遺症に応じた仕事内容や、勤務時間・日数の調整が難しい」という就業上の理由が上位になっています。がん患者の職場復帰や治療と仕事の両立については、企業は、支援を必要とするがん患者に対し、患者の治療状況等につい

ての主治医の意見書等の必要な情報を踏まえた上で、就業上の取扱い等を講ずることが重要です。その場合においては、必要に応じて、「両立支援プラン／職場復職支援プラン」を作成することが望ましいものの、がん患者自身が自身の治療状況や生活環境、勤務情報等を整理することは難しい場合があるため、がん患者が自分の置かれている状況を整理した上で、復職について相談できるよう、患者に寄り添った相談支援を充実させていくことが求められています。

② 公共職業安定所における就労支援について

〔現状と課題〕

国は、就職支援として、転職や再就職の相談に対応するため、公共職業安定所（以下「ハローワーク」といいます。）に配置されている「就職支援ナビゲーター」と拠点病院等と連携した就職支援事業等に取り組んでいます。平成28年度からは、本県でもハローワーク秋田の就職支援ナビゲーターによる就労相談が行われておりますが、取組を実施している拠点病院等は一部にとどまっております。充実した就労支援を提供するには至っていません。今後は、さらなる事業の拡充が求められるほか、がん患者の再就職については、再就職後の治療と仕事の両立状況を把握した上で、よりよい支援を行う必要があります。

③ 事業者等の役割について

〔現状と課題〕

「秋田県がん対策推進条例」には、事業者の役割として、「その雇用する従業員ががんに罹患した場合においても治療、療養生活等の実情に応じて就労を継続することができるよう環境の整備を行う」ことが明記されています。

第3期計画アンケート調査によると、生活の不安を感じた患者の割合は●%、周囲の対応に傷ついた患者の割合は●%でした。一定期間仕事を休んだ患者の割合●%に対して、その後復職・復帰した患者の割合は●%であったことから、離職防止や再就職を支援するための相談支援体制の構築が重要です。同僚にがんについて話した患者の割合は●%であることから、がんやがん患者に対する偏見を軽減するためのさらなる普及啓発が必要です。

〔取り組むべき施策〕

① 労働関係機関と連携した就労支援の実施

県及び秋田県がん診療連携協議会は、どの拠点病院等においても、より充実した就労相談支援を受けられるようにするため、拠点病院等で就労支援に携わる者が、患者の状況を踏まえた適切な支援に必要な知識を身につけることができるよう、労働関係機関の協力を得て、必要な研修を実施します。

また、拠点病院等のがん相談支援センターは、離職防止や再就職を支援する

ため、秋田産業保健総合支援センターや秋田県社会保険労務士会、ハローワーク秋田と連携し、がん患者とその家族等の様々な問題（治療と仕事の両立、就労、相続、遺産等）に取り組み、相談の質の確保に努めます。

（２）職場や地域における就労支援について

〔現状と課題〕

県就労実態調査によると、企業等ががん患者が働き続けるために必要な取組として設けている制度として「治療目的の休暇・休業制度」、「介護休暇制度」等が上位に挙がっておりますが、時間単位の休暇制度又は所定労働時間の短縮を行っている企業等は２割に満たなく、柔軟な勤務制度や休暇制度の導入が求められています。

県就労実態調査では、働き続けることをが困難な理由として「代わりに仕事をする人がいない、頼みにくい」、「職場が仕事を休むことを許してくれるかどうか分からない」、「休むと職場での評価が下がってしまう」などが挙がっており、企業内におけるがん患者への理解や協力も必要です。

国は、平成28年２月に「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成し、また、企業ががん治療の特徴を踏まえた治療と仕事の両立支援を行えるよう、がんに関する知識やがんの治療に必要な配慮等をまとめた留意事項を作成し、公表しました。県としても、がん患者の就労支援について、今後もさらなる周知・普及を図る必要があります。

〔取り組むべき施策〕

① がん患者の働きやすい環境整備のための普及啓発

県及び秋田県がん診療連携協議会は、県内のがん患者や家族の就労に関して抱える様々な課題やニーズを、地域住民、自治体、企業、医療機関等、患者を取り巻く社会全体が共有するため、引き続き秋田県就労支援シンポジウムを開催します。

② がんの知識、理解を深めるための従業員研修等の開催

県は、「秋田県がん対策推進企業等連携協定の締結企業」や「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」、「県地域・職域連携推進協議会」などを通じて、事業所や団体等の代表者や関係者が、偏見や誤解等により、働く意欲のあるがん患者の就労が困難とならないような仕組みづくりを進めます。また、事業所に対して、従業員研修等により、がんを知り、がん患者への理解を深め、がん患者が働きやすい職場の風土づくりを促します。

③ 職場における相談支援体制の整備

県は、事業所への適切な情報提供、職場における理解の促進などを通じて、がん患者が働きながら治療を受けられる、家族ががんになった場合の相談先等について適切な助言が受けられる職場環境づくりを進めます。

(3) 就労以外の社会的な問題について

〔現状・課題〕

がんの治療成績の向上に伴い、がん経験者は増加しており、就労支援のみならず、がん患者・経験者のQOL向上に向けた取組が求められています。

がんの罹患そのものが日常生活の大きな障壁となること、自身ががんであることを自由に話すことができず、がん患者が社会から隔絶されてしまうことがあることや、通院等に伴う経済的な負担、がん治療に伴う外見の変化（爪、皮膚障害、脱毛等）、診療早期における生殖機能の温存、後遺症及び性生活等に関する相談支援体制や情報提供体制が構築されていないことが指摘されています。

県では、秋田県がん患者団体連絡協議会が実施する「あきたがんささえ愛の日」イベントをはじめとして、様々な団体が行う各種研修会等を共催又は後援し、がんについて県民に正しく理解してもらうよう啓発を行っていますが、県民の理解は十分とはいえません。

また、がん患者の自殺を防ぐため、拠点病院等の相談支援体制の充実を図り、がん診療に携わる医師や医療従事者を中心としたチームで取り組むことが求められます。

さらに、障害のあるがん患者に関する課題は明確になっていません。障害のあるがん患者に対してどのような対応が必要か、行政、医療従事者での問題意識の共有が不十分であり、対応も病院ごとに異なります。また、罹患前から障害を持つ人だけでなく、がん治療によって障害を持つことになった人に関する課題についても、十分な検討がなされていません。また、高額な治療が必要な患者については、その医療費が生活を圧迫し続けるという指摘もあります。

〔取り組むべき施策〕

① がんについての正しい知識の普及

県は、学校におけるがん教育だけでなく、がんに対する「偏見」をなくし、県民全体に対する健康についての啓発につながるよう、関係機関や患者団体等の協力を得ながら、がんに関する正しい知識を得る機会を設けます。また、様々ながん情報を引き続き積極的に公表します。また、患者関係者を含む県民にこれら情報が行き渡るよう、メディアと連携して、患者・県民の視点に立った情報発信を強化します

秋田県がん診療連携協議会は、がん患者のさらなるQOL向上を目指し、医

療従事者を対象としたアピアランスケア研修等の開催や、生殖機能の温存等についての確な時期に治療の選択ができるよう相談支援及び情報提供を充実させます。

県及び拠点病院等のがん相談支援センターは、がん患者の自殺を防止するため、専門的・精神心理的なケアにつなぐための体制の構築やその周知を行います。

県は、障害のあるがん患者の実態やニーズ、課題を明らかにして、障害者福祉の専門支援機関（点字図書館、自律訓練施設、就労支援事業所等）と拠点病院等との連携を促進させます。

（個別目標）

指 標		現状値	中間目標値	目標値
拠点病院等の相談支援センターで、がん患者の就労を含めた社会的な問題に関する相談に対応	H27	12病院	14病院	14病院
「がんと診断されたことを理由に、生活の不安を感じた」と回答した患者の割合	H29	●% (調査中)	減少	減少
「がんと診断されてから、周囲の対応が原因で傷ついたことがある」と回答した患者の割合	H29	●% (調査中)	減少	減少

5 ライフステージに応じたがん対策

がんによって、個々のライフステージごとに、異なった身体的問題、精神心理的問題及び社会的問題が生じることから、小児・AYA世代や高齢者のがん対策など、他の世代も含めた「ライフステージに応じたがん対策」を講じていく必要があります。

小児・AYA世代のがん患者に対する教育については、平成28年の法の一部改正によって、法第21条に、「国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されるなど、さらなる対策が求められています。

(1) 小児・AYA世代について

〔現状と課題〕

小児・AYA世代のがんは、医療従事者に診療や相談支援の経験が蓄積されにくいこと、晩期合併症のため、治療後も長期にわたりフォローアップを要すること及び年代によって就学、就労、生殖機能等の状況が異なり、心理社会的状況も様々であって個々の状況に応じた多様なニーズが存在することから、成人のがんとは異なる対策が求められます。

小児・AYA世代のがん患者の中には、成長過程にあり、教育を受けている者がいることから、治療による身体的・精神的な苦痛を伴いながら学業を継続することを余儀なくされている者がいます。しかし、小児・AYA世代のがん患者のサポート体制は、必ずしも十分なものではなく、特に、高校教育の段階においては、取組が遅れていることが指摘されています。このため、小児・AYA世代のがん患者が治療を受けながら学業を継続できるよう、入院中・療養中の教育支援、退院後の学校や地域での受入れ体制の整備等、教育環境のさらなる整備が求められています。

小児・AYA世代のがん経験者は、晩期合併症等により、就職が困難な場合があるため、就労支援に当たっては、成人期発症のがん患者とニーズや課題が異なることを踏まえる必要があります。利用可能な制度や相談機関が、がん患者・経験者と家族に周知されていない場合があること、周知されていても十分に活用されていない場合があること等の指摘があります。

小児・AYA世代の緩和ケアは、家族に依存しており、家族が離職する場合があるなど、家族の負担が非常に大きく、小児の在宅医療に対応できる医療関係者は限られており、緩和ケア病棟もほとんどない状況です。

〔取り組むべき施策〕

① 晩期合併症への対応、ライフステージに応じた支援体制

県は、医療従事者と教育関係者との連携を強化するとともに、療養中においても適切な教育を受けることのできる環境の整備や、復学・就学支援など、療養中の生徒等に対する教育をより一層充実させます。

県及び秋田県がん診療連携協議会は、小児・AYA世代のがん患者の長期フォローアップについて、晩期合併症への対応、保育・教育・就労・自立・心理的課題に関する支援を含め、ライフステージに応じて成人診療科と連携した切れ目のない相談等の支援の体制整備を推進します。

② 情報提供・相談支援・就労支援体制の整備

県及び点病院等の相談支援センターは、小児・AYA世代のがん経験者の就労における課題を踏まえ、医療従事者間の連携のみならず、ハローワーク等を含む就労支援に関係する機関や患者団体との連携を強化します。

③ 生殖機能の影響等についての適切な情報提供

県及び秋田県がん診療連携協議会は、治療に伴う生殖機能等への影響等、世代に応じた問題について、治療前に正確な情報提供が行われ、必要に応じて、適切な専門施設に紹介するための体制を構築します。

(3) 高齢者について

〔現状と課題〕

高齢者は、入院をきっかけに認知症と診断される場合や、既にある認知症の症状が悪化する場合があるため、がん医療における意思決定等について、一定の基準が必要と考えられますが、現状そのような基準は定められていません。

高齢者ががんに罹患した際には、医療と介護との連携のもとで適切ながん医療を受けられることが重要であり、医療従事者のみならず、介護従事者についても、がんに関する十分な知識が必要とされています。

〔取り組むべき施策〕

① 医療・介護が連携した高齢がん患者への支援

県は、医療機関・介護施設等の医師、医療従事者及び介護従事者と連携し、認知症等を合併したがん患者や、看取（みと）り期における高齢のがん患者の意思決定を支援する体制を構築するとともに、患者とその家族の意思決定に沿った形で患者の療養生活を支える環境づくりに努めます。

Ⅳ 基盤の整備

がん対策における横断的な対応が必要とされる基盤として、「がん研究」、「人材育成」及び「がん教育・がんに関する知識の普及啓発」を位置づけ、一層の対策を講じます。

(1) がん研究

〔現状と課題〕

本県では、秋田大学医学部が中心となって、県内拠点病院等と連携し、がん研究を進めていますが、その研究成果等は県民に十分広まっていない状況にあります。また、県民にわかりやすい県民の視点に立った情報提供が不十分であるのが課題です。

国立がん研究センターでは、平成2年から全国11保健所において約14万人を対象に、喫煙や食生活など生活習慣についての情報を集め、30年以上の長期にわたってがんなどの疾病の発症に関する追跡を行うことによって、どのような生活習慣が疾病の発症に関連しているのかを明らかにすることを目的とした、「多目的コホート研究」を行っています。県内では、横手保健所（旧横手市と旧雄物川町の住民約16,000人）が調査対象地域として協力しています。

平成23年度からは、戦後世代を新たに対象に加えた「次世代多目的コホート研究」がスタートし、全国3保健所において約10万人を対象に、生活習慣・生活環境に関するアンケート情報・検診情報・遺伝子解析結果・追跡情報などを活用した医学的研究を行い、健康の維持・増進、がんやその他の生活習慣病の予防や治療に役立てることを目的とし、横手保健所が調査対象地域として協力しています。

〔取り組むべき施策〕

① がん研究の促進と研究成果の情報発信

県は、行政と研究機関等が施策や研究の現状及び課題を共有し、議論する会議等を定期的に開催します。これにより関係諸機関の連携体制を一層強化し、社会医学研究等を推進します。

県は、県内の疾病及び医療の現状等を明らかにするなど、保健・医療・福祉施策の基礎資料を整備し、分析、施策に資する社会医学研究等を行う体制の構築を目指します。

② 多目的コホート研究への協力

がんや生活習慣病等の科学的な予防法を明らかにする国立がん研究センターが行う多目的コホート研究に対し、県及び地域をあげての協力体制を継続します。

また、県は、当研究でがんとの関連が判明している生活習慣について、成果をがんの予防活動に積極的に反映させるとともに、研究報告会などを通じて成果を県民へ還元します。

3 治験、臨床研究の情報の提供

秋田県がん診療連携協議会は、拠点病院等で実施されている臨床研究と治験の実態を把握し、拠点病院等と共有します。

(個別目標)

指 標	現 状 値	中間目標値	目標値
講演会などで、コホート研究の研究成果等を県民に周知	H28 4回	増加	増加
研究成果の政策活用事例	H29 第3期秋田県がん対策推進計画へ活用	増加	増加

2 人材育成

〔現状と課題〕

集学的治療等の提供については、引き続き、手術療法、放射線療法、薬物療法及び免疫療法を専門的に行う医療従事者を養成するとともに、こうした医療従事者と協力して、がん医療に関する基本的な知識や技能を有し、がん医療を支えることのできる看護師、薬剤師等の人材を養成していく必要があります。

本県では、秋田大学が、「がんプロフェッショナル養成プラン」や東京医科歯科大学等との連携による「次世代がん治療推進専門家養成プラン」に参画し、がん治療に関する専門的知識と技能を有する医療従事者や専門スタッフの養成を行ってきました。

また、国立がん研究センター、学会、関係団体等において、医療従事者向けの研修が実施されていますが、各医療機関の人員に余裕がないことなどから、スタッフが研修を受けにくい状況にあります。

そのため、県では、認定看護師等の資格取得を推進するため、医療機関が医療従事者に対し奨学金等を支給又は代替職員を雇用する場合の支援を行っています。平成28年度までに延べ46名が資格取得に必要な研修を受講しており、認定看護師等の数は毎年着実に増加しています。

第3期計画アンケート調査によると、「受けた医療」の評価は、100点満点中80～100点の患者の割合●%でした。専門医不足感を感じると回答した医療者の割合●%で、がん診療（連携拠点）病院では、強度変調放射線治療（IMRT）等の高精度放射線治療実施施設は秋田大学医学部附属病院のみ（それ以外では秋田県立脳血管研究センターも実施）で、がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成と適正配置が急務です。

第3期計画アンケート調査によると、医療従事者におけるコミュニケーションは、医師に意見できる医療スタッフの割合●%、医療スタッフに耳を傾ける医師の割合●%と、医師と医療スタッフで意見の相違を認めました。耳を傾けた対応があったと回答した患者の割合●%、患者の話に耳を傾けて対応している医療者の割合●%でした。

〔取り組むべき施策〕

① 専門性の高い医療従事者の育成

拠点病院等は、本県で不足している放射線治療専門医やがん専門薬剤師等について、がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成と適正配置を連携して進めていきます。また、全人的能力を有する医療従事者の育成と配置を推進するため、医療安全講習会などを活用して、医療従事者に対するコミュニケーション研修を充実します。

県は、質の高いがん医療が提供できるよう、引き続きがん診療に携わる専門性の高い専門看護師等の資格取得を支援します。

各医療機関においては、代替人員の確保や意識啓発等により、積極的に医療従事者を研修に派遣できる環境づくりを図ります。

県は、拠点病院等をはじめとした医療機関における専門医等の配置の有無などについて、県民に分かりやすく提示します。

(個別目標)

指 標		現状値	中間目標値	目標値
がん薬物療法認定 薬剤師数	H28	14人	増加	増加
がん専門薬剤師数	H28	0人	増加	増加
がん分野の認定看 護師数	H29	66人	増加	増加
がん分野の専門看 護師数	H29	6人	増加	増加

3 がん教育、がんに関する知識の普及啓発

〔現状と課題〕

法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする」とされています。

健康については、子どもの頃から教育を受けることが重要であり、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切です。これらをより一層効果的なものとするため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもに、がんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要です。

本県では、「がん教育事業」として、がん医療に携わる専門医師とがん経験者を講師として各学校に派遣し、がん予防授業を実施してきました。平成24年度の試行事業を経て、平成28年度まで、延べ69校、児童生徒7,389人に対し、がん予防授業を行ってきました。平成29年度からは県教育庁が引き続き実施することとしています。

がん予防授業を実施した際のアンケートでは、『2人に1人はがんになる』を知っていた」児童生徒の割合は、がん予防授業を受講する前は32.0%で、授業後1週間以内では94.6%、授業後3か月以降では41.6%でした。

がんの理解及び予防につながる知識の割合は、授業後には増加傾向にありますが、時間の経過とともに減少傾向にあるため、知識をより定着させる授業内容や時間数等の検討が必要です。

がんに対するがんに関する知識の普及啓発は、秋田県がん患者団体連絡協議会による「あきたがんささえ愛の日」イベントや、拠点病院等による市民公開講座、マスコミと連携した医療フォーラム、普及啓発冊子の配布など、様々な機会を捉え、推進してきました。

しかし、がん検診受診率は横ばい状態が続き、また、喫煙率も前計画の目標値に達していないなど、県民の行動変容につながっていない状況があります。

平成27年度の県健康づくりに関する調査によると、「たばこを吸うと肺がんにかかりやすくなる」と回答した人の割合は、男女ともに約8割で、「心臓病にかかりやすくなる」や「脳卒中にかかりやすくなる」と回答した人の割合は、男女ともに5割弱にとどまっています。

県民ががんの正しい情報を得られるよう、予防をはじめ、医療、早期発見・早期治療に関する情報を患者・県民の視点で発信し、これら情報が行き渡るようにしていくことが重要です。

〔取り組むべき施策〕

① 学校におけるがん教育の実施

県教育委員会は、がんの予防につながる学習活動に重点をおき、がんの教育を実施する中学校・高校を増加させ、平成33年度以降は学習指導要領に基づき、県内全ての中学校でがんの教育を実施します。

また、県教育委員会は、教員を対象とした研修会を実施するほか、医師会や患者団体等の関係団体の協力を得ながら、新たながん教育の体制を構築するとともに、平成33年度以降の高校におけるがんの教育の実施に向けた体制整備に努めます。

県教育委員会が主体となって会議体を設置し、医師会や患者団体等の関係団体とも協力しながら、がん教育が実施されるよう体制づくりを進めます。

② 検診や緩和ケアに関する普及啓発、がん相談支援センター等に関する広報

県は、引き続き、検診や緩和ケア等の普及啓発を推進します。また、患者団体等によって実施されている普及啓発活動をより一層支援するとともに、がん相談支援センターや国立がん研究センターの「がん情報サービス」に関する広報を行います。

県及び秋田県がん診療連携協議会、秋田県総合保健事業団は、がん登録情報を中心とした様々ながん情報を引き続き積極的に公表します。

県は、がん患者を含む県民にこれら情報が届くようよう、公的図書館、メディアと連携するなど、患者・県民にわかりやすい情報発信を強化します。

③ 事業者による従業員等へのがんに関する正しい知識の普及

事業者や医療保険者は、従業員やその家族が、がんに関する正しい知識を得ることができるよう啓発に努めます。

(個別目標)

指 標	現状値		中間目標値	目標値
学校での「がん教育」を実施	H24～ H28	69回	増加	全中学校
生徒における、がんの理解及び予防につながる知識の割合	H25～ H26	2人に1人はがんになるのを知っている割合 授業前 32.0% 授業後1週間以内 94.6%	増加	授業後1週間以内 90.0% 授業後3か月以降 60.0%

		授業後3か月以降 41.6%		
2人に1人はがんになるのを知っている割合	—	●% (調査中)	増加	100%
誰でも相談支援センター利用可の認知割合	—	●% (調査中)	増加	100%
有効でない検診を知っている割合	—	●% (調査中)	増加	100%
検診で胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん死亡減少を知っている割合	—	●% (調査中)	増加	100%
たばこを吸うと肺がんにかかりやすくなるのを知っている割合	H27	男女計 80.2% 男 79.6% 女 80.6%	増加	90%

第6章 がん対策の推進体制

1 計画の推進体制

本県のがん対策を総合的かつ計画的に推進していくためには、県、市町村、がん患者や家族を含む県民、医療機関、大学、検診機関、関係団体、企業、報道機関、教育機関等がそれぞれの立場における役割を果たすとともに、相互の連携を図りつつ一体となって努力していくことが重要になります。

また、がん対策を実効性あるものとして総合的に展開していくため、県及び市町村は関係者等の意見の把握に努め、がん対策に反映させていくことが極めて重要です。

2 がん患者を含めた県民等の役割

がん対策は、がん患者を含めた県民を中心として展開されるものですが、がん患者を含めた県民は、その恩恵を受けるだけでなく、主体的かつ積極的に活動する必要があります。また、企業等には、県民のがん予防行動を推進するための積極的な支援・協力が望まれます。

なお、がん患者を含めた県民には、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、がん検診を受けるよう努めることが望まれます。

(1) 県の役割

県は、がん対策の総合的かつ計画的な推進に努めるとともに、がんの予防や早期発見、がん医療に関する正しい知識の普及や情報の収集と分析を行い、必要な情報を県民が入手できるよう広報に努めます。なお、がん検診については、市町村や事業所等が実施する検診の普及啓発に努め、関係団体と連携して検診の精度管理を行うとともに、多くの県民が受診できるような体制の整備に努めるとともに、がん検診が市町村において積極的に実施されるよう、市町村の指導・支援に努めます。

また、がん医療については、拠点病院等の整備や地域の特性に応じた機能分担に基づく医療連携体制の構築に努めるとともに、放射線療法、化学療法、緩和ケアや在宅医療などの推進により、質の高い医療の実現に努めます。

(2) 市町村の役割

市町村は、がん予防に関する正しい知識の普及により、住民の生活習慣の改善を支援するとともに、科学的根拠に基づいたがん検診を積極的に実施し、

必要に応じて受診勧奨等を実施することにより、がんの早期発見と早期治療の推進に努めることが必要です。

(3) 患者団体等の役割

患者団体等は、医療従事者との相互の信頼関係構築に努め、医療の効果の理解と共有を図り、がん医療を協力して進めるよう努めることが必要です。

また、患者同士の交流を通じて、病気に向かう力を補充する場づくりに努めることが必要です。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともにがん患者とその家族に対して、良質かつ適切ながん医療を提供できるような環境の整備や、がん患者及びその家族が必要としているがん医療に関する情報の提供に努めることが必要です。

(5) 医療従事者等の役割

医療従事者等は、県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、がん患者及びその家族が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努め、がん医療に関する知識について、必要に応じて研修等を通じて取得するよう努めることが必要です。

(6) 住民組織の役割

保健推進員、健康づくり推進員、結核予防婦人会、食生活改善推進員などボランティアで地域の保健活動に協力する住民組織は、がんに関する正しい知識の普及や市町村が実施するがん検診への協力などに努めることが必要です。

(7) 検診機関の役割

検診機関は、県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに科学的根拠に基づく質の高い検診が提供できるよう、検診機器を整備し、精度管理の向上や効果的な検診手段の導入に努めることが必要です。

(8) 医療関係団体の役割

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会その他がん医療に関わりの深い関係団体は、県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、団体の特性及び会員の能力を十分に発揮し、がん患者に対する質の高い医療の提供に努めることが必要です。

(9) 事業者、医療保険者等の役割

事業者、医療保険者等は、がん検診の重要性を認識し、従業員等に対するがん検診の機会の確保や生活習慣改善の促進に努めることが必要です。

3 達成状況の検証と計画の見直し

年度ごとに目標達成度の検証や評価を行い、計画の進捗管理を行います。

また、中間年度（平成32年度）、最終年度（平成35年度）のアウトカム指標を設定し、中間年度の中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うほか、重点的に取り組むべき施策については、行動内容や行動時期等を明記した「アクションプラン」を作成します。

